

甲府市森林整備計画

山梨県

甲府市

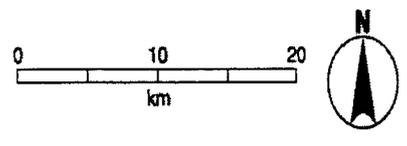
甲府市森林整備計画

計画期間 自 令和 4年4月 1日
至 令和14年3月31日

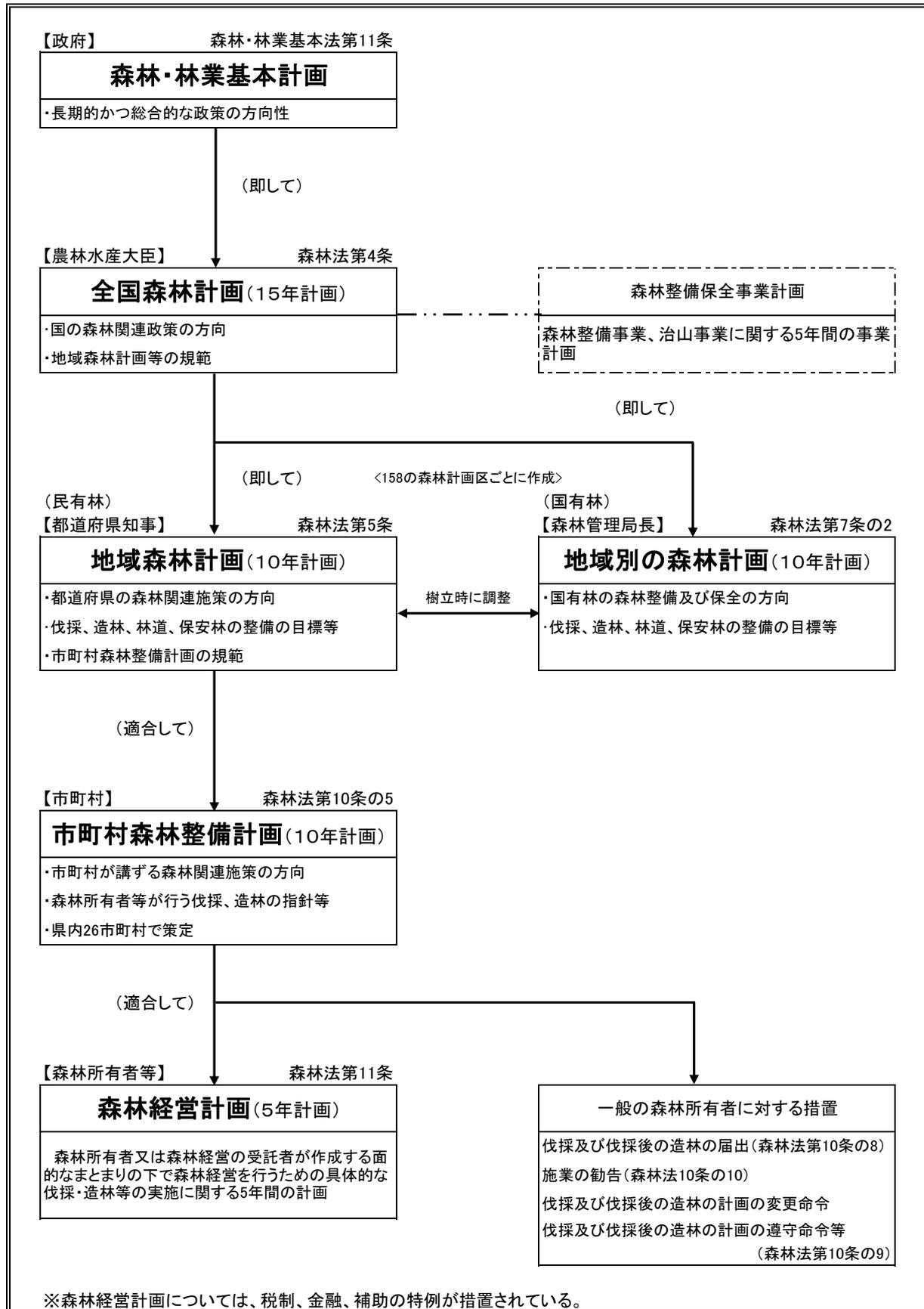
山 梨 県

甲 府 市

市町村位置図



森林計画制度の体系図



目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	5
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	7
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	7
2	天然更新に関する事項	10
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	11
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づき伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	12
5	その他必要な事項	12
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	12
2	保育の種類別の標準的な方法	13
3	その他必要な事項	14
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	15
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	16
3	その他必要な事項	21
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	22
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	22
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	22
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	23
5	その他必要な事項	23
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	23

2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	23
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	23
4	その他必要な事項	24
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	24
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	25
3	作業路網の整備に関する事項	27
4	その他必要な事項	29
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	29
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	30
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	31
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	32
2	その他必要な事項	33
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	33
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	34
3	林野火災の予防の方法	34
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	34
5	その他必要な事項	34
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	34
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	34
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	35
4	その他必要な事項	35
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	35
2	生活環境の整備に関する事項	36
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	36

4	森林の総合利用の推進に関する事項	36
5	住民参加による森林の整備に関する事項	37
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	37
7	その他必要な事項	37

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、山梨県の中央に位置し、北部には奥秩父山脈の一部を形成している金峰山と朝日岳が連なり、この一帯は秩父多摩甲斐国立公園区域となっている。この山並みを水源とする荒川が市の中央に流れており、濁川とその支流沿いに耕地が開け、集落が形成されている。また、荒川の中流点に多目的ダムである荒川ダムが昭和61年に完成した。

ダム上流域にある奥御岳市有林は、全域が水源かん養保安林に指定され、甲府市の重要な水道水源地域であることから水源涵養^{かん}、国土保全機能など多面的機能発揮が求められる甲府市民の貴重な財産である。

本市は、平成18年3月1日の3市町村合併により南北に細長い形状を示し、総面積が21,247ha、森林面積は13,656haで、総面積の64%を森林が占めている。所有形態別の内訳は、国有林1,170ha、県有林4,610ha^{*1}、市有林2,868ha、民有林5,009haで公有林が多いのが特徴である。国有林を除く人工林の面積は5,548haで、人工林率は44%である。

そのうち、45年生以下の若い林分が1,311haと24%を占めており、今後、保育、間伐並びに利用を適正に実施する必要がある。

また、森林の適切な管理や林業生産性の向上を図る上で不可欠である林道路線は、現在県営、市営を合わせて27路線、総延長96.1km(7.0m/ha)の整備が進んでいる。今後、計画的な森林の整備や、林道・林業専用道・森林作業道の整備を積極的に推進することが重要である。

北部の御岳、草鹿沢、奥仙丈、黒平、高成、川窪、竹日向地区は、本市の水源地である荒川流域を抱え、昔から造林が盛んに行われており、齢級構成も他の地区から比べて高く、伐期を迎える林分も多く存することから水源涵養などの森林機能を損なわない林業生産活動を行い適切な森林整備を図ることが重要である。特に荒川ダムの存する川窪地区においては、天然生の広葉樹林が広く存し溪谷等の自然景観に優れ、ダム湖とダム周辺の森林とを有機的に結びつけた森林とのふれあいの場としての活用が期待されている。

中部の羽黒、新紺屋、相川、千代田地区は、市民及び広く一般の人の教養文化の向上、余暇利用の場、郷土の文化財・史跡等が点在している地域であり、今後市民の森林に対する多様な要求に応えるため、森林資源の質的充実と適切な森林の活用が推進できるような森林整備が重要である。

南部の中道・上九一色地区は、歴史的文化遺産に恵まれた地域であり、静かで落ち着いた農山村環境や豊かな自然環境が満喫できるレクリエーション施設や温泉施設を核とした健康と交流の促進を図る必要がある。

*1 県有林面積は、植樹用貸地を含まない。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能の確保を図りつつ、施業の集約化及び作業路網の充実により人工林資源を積極的に活用するため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施及び健全な森林資源の維持造成を図るものとする。

森林の有する機能には、水源の涵養、山地災害の防止、土壌の保全、快適環境の形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全等の公益的機能と木材生産等の機能がある。これらの機能を高度かつ総合的に発揮させる上で望ましい森林資源の姿を次のとおりとする。

①水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

②山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

③快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

④保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林

⑤文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

⑥生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたが

り特有の生物が生育・生息する溪畔林

⑦木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

この望ましい森林資源の姿を踏まえ育成単層林における保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化、針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の保全及び管理等に加え、山地災害等の防止対策や森林病虫害、野生鳥獣被害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図るものとする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能ごとの森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策は次のとおりとする。

① 水源涵養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を実施する。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進することを基本とする。

② 山地災害防止機能／土壌保全機能

災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

③ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。快適な環境の保全のための保安林の適切

な管理を推進することとする。

④保健・レクリエーション機能

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、保健等のための保安林の適切な管理を推進することとする。

⑤文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致の保存のための保安林の適切な管理を推進することとする。

⑥生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

本市の市有林の一部には、原生林が残存しているため、野生生物の生育・生息の場の確保を図るなど、森林と野生生物の保護がバランスよく配置されることが必要とされる。

⑦木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施をする。また、木材資源を需要に応じて安定的に供給するために、積極的に施業の集約化や作業路網の開設、機械化を通じた効率的な森林整備の実施を図るものとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

現在、市内の森林は人工林主体に資源が充実してきており、適正な施業の実施が喫緊の課題となっている。そのため、森林総合監理士（フォレスター）、森林施業プランナー、県、森林組合等の林業経営体、森林所有者、市等で相互に連絡を密にして、意欲と能力を有する者による施業の集約化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った総合的な林業施策を計画的に推進するものとする。

森林施業の中心になる森林組合等の林業経営体は森林所有者に対して、積極的に施業を提案することを通じて、長期受委託契約による施業の集約化を進め、森

林経営計画に基づく一体的かつ計画的な森林施業の推進を図るものとする。

一方、林道や林業専用道からの距離が短い森林については、森林作業道等（搬出路）の整備状況に応じて、利用間伐を実施する。また、今後伐期の長期化に伴い、高齢級の間伐や抜き切りが増加することが見込まれるため、作業路網を整備し、木材を搬出できる体制を整える。作業路網については、主伐時の搬出にも活用することを前提として作設を行い、簡易で丈夫な森林作業道への転換を図る。

主伐後の伐採跡地はこれまで人工植栽を基本としてきたが、造林コストの縮減等や多様な森林の造成の観点から天然力を活用した更新も検討し、適切な更新方法を選択する。

人工植栽地については、その後適時適切な保育・間伐を実施し、林内照度を確保して下層植生の生育を促す。

上記の森林施業を推進するにあたっては、現場に応じた低コスト・効率的な作業システムの確立を図る必要がある。森林組合等の林業経営体を中心に森林所有者、森林総合監理士（フォレスター）、森林施業プランナー、林業普及指導員、県林務環境事務所職員、市林務担当職員の連携のもと最適な施業方法を選択する。

また、適時適切な森林施業を進めるためには、できるだけ所有者負担を軽減することが必要不可欠であることから国、県の補助事業について積極的な活用を図るものとする。

さらに、平成31年4月に森林環境税及び森林環境譲与税（以下「本税」という）に関する法律が施行され、本市においても本税が譲与されることになったことから、森林整備とその推進に本税の活用を図るものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹 種									
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミシラベ	その他針葉樹	クスギ・ナラ類		その他広葉樹	
							用材用	その他	用材用	その他
本市	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
全域	40	45	40	40	50	70	30	15	50	15

※標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地が再び立木地となること）

を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な伐採率で行い、かつ材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構成となるよう一定の立木材積を維持するものとする。

なお、主伐を行うに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めること。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置すること。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。

また集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこと。

人工林の生産目標ごとの主伐時期は、次表を参考にすること。

樹種	生産目標	期待径級(cm)	主伐の時期(年)
スギ	普通材	24	40
	大径材	36	80
ヒノキ	普通材	22	45
	大径材	30	90
アカマツ	普通材	24	40
	大径材	34	80
カラマツ	普通材	22	40
	大径材	26	80

3 その他必要な事項

- ① 木材等生産機能維持増進森林は、木材を安定的かつ効率的に供給することをその主な目的としており、計画的に伐採を行い木材を生産する必要がある。一方で、木材等生産機能維持増進森林に指定されている森林においても、林地崩壊や流木被害のおそれがある場合は、極力伐採を控えるようにし、急傾斜地では大面積皆伐を避け、択伐等を選択するものとする。
- ② 林業経営を主目的としない森林においては、動物の生息地を確保する観点から、伐採の際に枯損木の保残に配慮する。また、人工林については強度の抜き切りを実施すること等により針広混交林化、広葉樹林化を図るものとする。
- ③ 河川及び湖沼周辺の生態系の維持及び降雨等による流木被害の防止を図るため、溪畔林は極力伐採を控え残置するよう努めることとする。
- ④ 伐採時に発生する枝条等については、適切に処理するものとし、流木被害の一要因とならないよう十分留意することとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うよう努めるものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、シラベ、モミ、クリ、ミズナラ、カエデ、サクラ、コナラ、クヌギ、ケヤキ、その他広葉樹

※上に定めた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択すること。なお、スギを植栽する場合は花粉症対策に資する苗木の利用に努めるものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の対象樹種について、施業の効率性や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な本数を植栽する。人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数は次のとおり定める。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本 /ha)	備考
スギ	中仕立て	3,000	
ヒノキ		3,000	
アカマツ		4,000	
カラマツ		2,500	
シラベ・モミ		3,000	
広葉樹		4,000	

※保安林の指定施業要件等により植栽本数が定められている場合は、指定施業要件等を遵守すること。

※複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽すること。また、定められた標準的な植栽本数と大幅に異なる本数を植栽しようとする場合、又は低密度植栽（疎仕立て）を実施する場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定すること。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう整理する。 傾斜地では、表層土壌の浸食、流亡を抑えるため、「筋刈り地ごしらえ」もしくは全刈り地ごしらえの場合は刈り払った末木枝条を等高線に沿って筋状にまとめて配置する「筋置き地ごしらえ」を行う。
植付けの方法	植栽木の配置は正方形植えを基本とするが、傾斜地では上下

	<p>方向の水平距離が短くなるため、急傾斜地では上下方向の距離が長くなる矩形植えとする。</p> <p>なお、効率的な施業実施の観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムを検討するとともに、苗木の選定については、少花粉スギ等の花粉症対策苗木の増加に努めるものとする。</p> <p>(1) 裸苗を植栽する場合 活着をよくするだけでなく、活着後の雑草木との競争に負けずに生育させるために、次のように丁寧な植栽する。</p> <p>① 地被物を表土が出るまで取り除く。② 植穴を中央より下側に掘り、掘った土で平らな台をつくる。③ 覆土を穴の上側から崩して被せる。④ 土を踏み固めて植えたあとを平らにする。⑤ 土壌の乾燥を防ぐために苗木の周辺にリターを被せる。</p> <p>(2) ポット苗を植栽する場合 ポットをつけたまま植栽する場合（ジフィーポット等）は、ポット内の土の高さと、植栽後の周辺の高さが同じになるか、ポットが埋まる程度までの深さで植栽する。ポットを外して植栽する場合（プラスチックポット等）は、根鉢を崩さないように注意して、根鉢の上面と植栽後の周辺の土の高さが同じになるように植栽する。</p> <p>(3) コンテナ苗を植栽する場合 植栽深は、基本的に根鉢上面と地表が一致する深さとし、過湿地等では根鉢が少々地上に突き出るくらいにする。 乾燥が懸念される場合は、植栽後の根鉢上面に軽く土をかける。</p>
<p>植栽の時期</p>	<p>根が成長を開始する早春が最適である。（特に広葉樹は芽が開かない早春が最適）</p> <p>遅くとも梅雨入り前までに行うことが望ましい。</p> <p>ポット苗、コンテナ苗については、厳冬期・乾燥期を除けば植栽の時期を選ばない。</p>

（3）伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の状況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととし、次の（１）から（３）までを定めることとする。

なお、伐採及び伐採後の造林の届け出において、5ha以上の皆伐を計画した届出書が提出された場合には、現地確認等により天然更新の実施の可否を判断する。

（１）天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、シラベ、モミ、クヌギ、コナラ、その他高木性広葉樹
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ、ミズナラ、クリ、ケヤキ、ホオノキ、イタヤカエデ、ウリハダカエデ、その他ぼう芽力の強い高木性広葉樹

（２）天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
全対象樹種	10,000本/ha

天然更新を行う際には、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新することとする。天然更新の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、概ね50cmとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図る。
刈り出し	天然稚幼樹の生育がササ等の下床植生によって阻害される箇所にあつては、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図る。
芽かき	ぼう芽の優劣が明らかになる2～6年目頃に、良好なぼう芽について、1株当たりの仕立ての本数2～3本

	を目安としてぼう芽の整理を行う。
植込み	<p>地表処理、刈り出し等の更新補助作業を実施しても、伐採後5年以内に天然更新完了基準を満たす本数の稚幼樹の生育が見込めない場合、若しくはぼう芽更新のみでは、伐採後5年以内に天然更新完了基準を満たす本数の稚幼樹の生育が見込めない場合は、経営目標を勘案したうえで確実に更新が図られる樹種を選定して植え込みを行う。</p> <p>なお、ぼう芽力は3代目くらいから低下するため、2回ぼう芽更新をした後は苗木植栽による更新を行うことが望ましい。</p>

ウ その他天然更新の方法

更新完了基準を次のとおり定め、現地確認により天然更新の完了の確認を行う。更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

天然更新完了の判断基準
<p>第2の2の(1)で定める天然更新対象樹種の樹高が50cm以上で、立木度3以上(幼齢林分については第2の2の(2)で定める期待成立本数の10分の3以上)をもって更新完了とする。</p> <p>なお、天然更新調査の方法は、平成24年3月林野庁計画課作成の「天然林更新完了基準書の作成の手引き(解説編)」による。</p>

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

- ・ 現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性樹種から構成される天然林・二次林が更新対象地周辺に存在せず、林床にも高木性樹種の稚樹が存在しない場合。ただし、更新対象地内に母樹となり得る高木が10本/ha以上残存している場合は除く。
- ・ ササ類が林床を一面に被覆している森林

ただし、IVの1の保健機能森林の区域内にあつて森林保健施設設置が見込まれるものは除く。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の
命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林命令の基準については、次の
とおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合 1の(1)による。

イ 天然更新の場合 2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における
植栽本数は、第2の2の(2)に定める期待成立本数に10分の3を乗じた本数
以上の本数(ただし草丈に一定以上の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。)と
する。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐
及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、次に示す事項に従って適切な時期及び方法により実施するものとする。

なお、間伐については、林冠がうっ閉(隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、樹冠疎密度が10分8以上になることをいう。)し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することであり、材積に係る伐採率が35%以下で、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うこととする。

樹種	施業体系	植栽 本数	間伐を実施すべき標準的な林齢				標準的な方法（%、本）		
			初回	2回目	3回目	4回目 以降	（間伐率（本数））		
							間伐本数		
						初回	2回目	3回目	
スギ	中仕立て （一般材生産） （長伐期施業）	3,000	14～18	19～26	27～32	長伐期 施業	(20～30) 550～750	(25～30) 500～700	(25～30) 300～500
	中仕立て （省力化施業）	3,000	18～22	28～32	長伐期 施業		(30～40) 800～ 1,000	(35～45) 600～800	
ヒノキ	中仕立て （一般材生産） （長伐期施業）	3,000	16～22	23～29	30～36		(15～25) 400～600	(25～30) 500～700	(25～30) 300～500
	中仕立て （省力化施業）	3,000	18～24	30～36	長伐期 施業		(20～35) 600～800	(30～40) 500～700	
アカ マツ	中仕立て （一般材生産） （長伐期施業）	4,000	16～20	21～26	27～32		(20～30) 700～900	(30～40) 600～800	(30～40) 300～500
カラ マツ	中仕立て （一般材生産） （長伐期施業）	3,000	14～18	19～26	27～32	(25～35) 700～900	(25～35) 500～700	(30～ 40) 300～500	

※ 長伐期施業：主伐林齢を標準伐期齢の2倍程度まで延ばす施業
省力化施業：間伐等の回数を減らし、省力化を図った場合の施業

なお、平均的な間伐の実施時期の間隔は次のとおりとする。

標準伐期齢未満(人工植栽に係るもので、樹種を問わない)	10年
標準伐期齢以上(人工植栽に係るもので、樹種を問わない)	15年

2 保育の種類別の標準的な方法

本表は、一般的な目安を示したものであり、実行にあたっては画一的に行うことなく、植栽木及び競合樹種等の生育状況及び生産目標に即して効果的な時期、回数、作業方法を検討して実施することとする。

保育の種類	樹種	実施林齢・回数	備考
下刈	スギ ヒノキ	植栽の年から6年間、年1回以上行うこと。	造林木の高さが雑草類の草丈の約1.5倍になるまで行うこと。実施時期は6月上旬～8月上旬を目安とする。
	アカマツ カラマツ	植栽の年から5年間、年1回以上行うこと。	
つる切	スギ	下刈り終了後除伐までの期間に繁茂す	クズの繁茂する箇所では、早期

	ヒノキ アカマツ カラマツ	る状況に応じて適時適切に行うこと。	に処理すること。実施時期は6月～7月を目安とする。
除伐	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ	下刈り終了後から15年生までの間に、造林木の生育が阻害されている箇所及び阻害されている恐れのある箇所について1回～2回行うこと。	目的樹種以外でも生育状況及び将来の利用価値を勘案して、有用な林木については生育を図ること。
枝打ち	スギ ヒノキ	生産目標を考慮し、根元直径が6cm程度の時期に開始し、2回目以降は枝下径が6cm程度に成長した時期に地際から4～6m程度まで3～4回前後を行うことを標準とし、1回当たりの枝打ち高さ1.5mを目安とする。	病虫害の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。実施時期は、樹木の成長休止期の12月下旬～3月上旬を目安とする。

3 その他必要な事項

(1) 間伐及び保育の基準

花粉症対策に資するため、スギ、ヒノキの人工造林地の間伐にあたっては、雄花着花量の多い林木について優先的に実施することとする。

(2) 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数の目安

間伐の実施にあたっては、第3の1に示す方法を基準とするとともに、以下を参考とする。

樹種	仕立ての方法	収量比数	備考
スギ	中仕立て	0.8	左記の樹種以外についても、間伐を実施する必要がある場合は収量比数0.8を基準とする。初回間伐については収量比数0.7前後で実施することが望ましい。
ヒノキ			
アカマツ			
カラマツ			

収量比数=(森林の立木の単位面積あたりの材積)÷(樹種及び樹高を同じくする立木が達し得る単位面積あたりの最大材積)

「参考」 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数に応じた立木の材積 (Ry=0.8となる材積)

単位:材積m³/ha

樹高	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ
8	150	173	115	93
9	176	197	132	108
10	203	220	150	124
11	232	244	168	139
12	261	268	187	156
13	295	292	206	173
14	323	317	225	190
15	355	341	244	207

16	388	366	264	225
17	421	391	284	243

(3) 間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等

1及び3に定める間伐の基準に照らし、本計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は、参考資料のとおりとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりとする。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）の区域を別表1のとおり定めるものとする。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定める。

森林の伐期齢の下限

地域	樹 種									
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミシラベ	その他針葉樹	クヌギ・ナラ類		その他広葉樹	
							用材用	その他	用材用	その他
本市	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
全域	50	55	50	50	60	80	40	25	60	25

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表 1 のとおり定めるものとする。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）
- ② 快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林／生物多様性保全機能維持増進森林）

イ 施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小及び回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図る。

アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとし、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限については、樹種別に標準伐期齢の 2 倍の林齢とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

このため、以下の伐期齢の下限に従った施業及びその他の施業を推進すべき森林を、推進すべき森林施業の方法ごとに別表 2 に定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地域	樹 種									
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミシラベ	その他針葉樹	クヌギ・ナラ類		その他広葉樹	
							用材用	その他	用材用	その他
本市	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
全域	80	90	80	80	100	140	60	30	100	50

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等

から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（木材等生産機能維持増進森林）の区域を別表1のとおり定める。

そのうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として同じく「別表1」に定める。

（2）施業の方法

生産目標に応じた主伐の時期は、第1の2に示した主伐時期を目安とする。主伐の方法として皆伐を選択する場合は、伐採面積が20ha以下となるようにする。また、植栽による確実な更新、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成になるよう努めるものとする。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

【別表1】

※ 民有林は、地域森林計画対象森林のうち、県有林を除いた森林。

※ 県有林の植樹用貸地は民有林に含まれる。

区分	「森林の区域」、「面積(ha)」		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林 (a)	74 ～ 86,88,90,91,92-1,92-2,93 ～ 98,99-1,104,105-1,105-2,136,636～640 林班 ただし、以下の小班を除外する (74 に 1～3,は 3～5,75 い 1,ろ 1～3,8,76 い 5,に 3～5,は 1,4,6～12,へ 1,2,4,7,ほ 1,3,5,77 い 2,は 2,ろ 4,78 ち 1,4,と 2,5,6,9,10,に 6,へ 3,4,ほ 1,3,4,6,7,ろ 9,10,79 に 1,2,4,5,は 3,4,80 い 2,83 に 1,3～5,は 1,3,84 い 3～6,11～14,と 2,に 1,4,6～8,は 1,2,4,へ 1,2,ほ 8,り 2,ろ 1,2,85 い 2,6,に 1,2,5,8,ほ 2,ろ 5,86 は 2,88 い 1～8,10～16,は 6,9,11,ろ 1,2,90 は 3,ろ 1,91 い 3,5～7,10,92-2 い 2,93 に 1,ろ 11,94 は 6,ろ 1,95 ほ 1,2)	3074.52
	民有林 (a)	101～120 林班 1 ～ 27,32 ～ 38,121 ～ 124,201 ～ 215,301～305,401～415 林班	7,716.63
	小 計		10,791.15

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林 (b)	74 ~ 86,88,90,91,92-1,92-2,93 ~ 98,99-1,104,105-1,105-2,108,136,636~640 林班 ただし、以下の林小班を除く (74 に 1~3,は 3~5,75 い 1,ろ 1~3,8,76 い 5,に 3~5,は 1,4,6~12,へ 1,2,4,7,ほ 1,3,5,77 い 2,は 2,ろ 4,78 ち 1,4,と 2,5,6,9,10,に 6,へ 3,4,ほ 1,3,4,6,7,ろ 9,10,79 に 1,2,4,5,は 3,4,80 い 2,83 に 1,3~5,は 1,3,84 い 3~6,11~14,と 2,に 1,4,6~8,は 1,2,4,へ 1,2,ほ 8,り 2,ろ 1,2,85 い 2,6,に 1,2,5,8,ほ 2,ろ 5,86 は 2,88 い 1~8,10~16,は 6,9,11,ろ 1,2,90 は 3,ろ 1,91 い 3,5~7,10,92-2 い 2,93 に 1,ろ 11,94 は 6,ろ 1,95 ほ 1,2)	3143.29																																																				
	民有林 (b)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>林班</th> <th>台帳番号(県行分収林)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>5009、5010、5030</td></tr> <tr><td>2</td><td>5011、5012、5013、5014、5015、5027、 5028、5029</td></tr> <tr><td>9</td><td>5025、5026</td></tr> <tr><td>10</td><td>2064、2104、5024</td></tr> <tr><td>15</td><td>1169、1977、2027</td></tr> <tr><td>16</td><td>488、1168、1298、1918、1978、1979</td></tr> <tr><td>23</td><td>1781</td></tr> <tr><td>24</td><td>1434</td></tr> <tr><td>34</td><td>45</td></tr> <tr><td>36</td><td>641、5023</td></tr> <tr><td>39</td><td>192、208、260</td></tr> <tr><td>301</td><td>2160</td></tr> <tr><td>302</td><td>1860、1920、1980、1981、1982</td></tr> <tr><td>305</td><td>46、145、1858、1859</td></tr> <tr><td>403</td><td>317、359</td></tr> <tr><td>404</td><td>447、522</td></tr> <tr><td>405</td><td>666、761、1349</td></tr> <tr><td>406</td><td>860、960、1874、1990、1991</td></tr> <tr><td>407</td><td>583、665、764、1080、1221、1806</td></tr> <tr><td>408</td><td>1222、1483、1484、1621、1622、1623</td></tr> <tr><td>409</td><td>762、763、2074</td></tr> <tr><td>410</td><td>861、958、959</td></tr> <tr><td>412</td><td>667、765、1350、1485、1486</td></tr> <tr><td>413</td><td>668、766</td></tr> <tr><td>414</td><td>859、1081</td></tr> </tbody> </table>	林班	台帳番号(県行分収林)	1	5009、5010、5030	2	5011、5012、5013、5014、5015、5027、 5028、5029	9	5025、5026	10	2064、2104、5024	15	1169、1977、2027	16	488、1168、1298、1918、1978、1979	23	1781	24	1434	34	45	36	641、5023	39	192、208、260	301	2160	302	1860、1920、1980、1981、1982	305	46、145、1858、1859	403	317、359	404	447、522	405	666、761、1349	406	860、960、1874、1990、1991	407	583、665、764、1080、1221、1806	408	1222、1483、1484、1621、1622、1623	409	762、763、2074	410	861、958、959	412	667、765、1350、1485、1486	413	668、766	414	859、1081	259.60
	林班	台帳番号(県行分収林)																																																					
1	5009、5010、5030																																																						
2	5011、5012、5013、5014、5015、5027、 5028、5029																																																						
9	5025、5026																																																						
10	2064、2104、5024																																																						
15	1169、1977、2027																																																						
16	488、1168、1298、1918、1978、1979																																																						
23	1781																																																						
24	1434																																																						
34	45																																																						
36	641、5023																																																						
39	192、208、260																																																						
301	2160																																																						
302	1860、1920、1980、1981、1982																																																						
305	46、145、1858、1859																																																						
403	317、359																																																						
404	447、522																																																						
405	666、761、1349																																																						
406	860、960、1874、1990、1991																																																						
407	583、665、764、1080、1221、1806																																																						
408	1222、1483、1484、1621、1622、1623																																																						
409	762、763、2074																																																						
410	861、958、959																																																						
412	667、765、1350、1485、1486																																																						
413	668、766																																																						
414	859、1081																																																						
	小 計	3,402.89																																																					

快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林(c)	—	—
	民有林(c)	—	—
	小計		0.00
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林(d)	96(全),97(全),98(全),99-1(全),104(全),105-1(全),105-2(全),106ろ 1~17,イ 7,ロ 1,107(全),135は 1,136い 4	408.85
	民有林(d)	108,109,117~120 林班	745.35
	小計		1,154.20
うち生物多様性保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林(e)	96(全),98(全),99-1(全)	105.82
	民有林(e)	108 林班 3289 (一部) 109 林班 3289 (一部) 117 林班 3290 (一部) 118 林班 3290 (一部) 119 林班 3293 (一部) , 3293-1 (一部) 120 林班 3293 (一部)	309.00
	小計		414.82
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林(f)	74~80,83~91,92-1,92-2,93~95,106,133~135,636,637,639,640 林班	3446.72
	民有林(f)	1~41,101~107,110~116,121~124,201~215, 301~306,401~415 林班	7,383.14
	小計		10,829.86
うち特に効率的な施業が可能な森林	県有林(g)	—	—
	民有林(g)	—	—
	小計		0.00

【別表 2】

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		県有林	別表1: 県有林(a)に示す区域全て	3,074.52
		民有林	別表1: 民有林(a)に示す区域全て	7,716.63
		小 計		10,791.15
長伐期施業を推進すべき森林		県有林		
		民有林	別表1: 民有林(d)に示す区域全て(ただし民有林(e)に示す区域を除く)	436.35
		小 計		436.35
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	県有林	別表1: 県有林(b)及び(d)に示す区域全て(ただし、(d)のうち、(e)の区域を除く)	3,126.86
		民有林	別表1: 民有林(b)に示す区域全て	259.60
		小 計		3,386.46
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	県有林	別表1: 県有林(e)に示す区域全て	105.82
		民有林	別表1: 民有林(e)に示す区域全て	309.00
		小 計		414.82
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	県有林		
		民有林		
		小 計		0.00

3 その他必要な事項
該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市の森林面積の39%を占める林家等の森林所有者は5ha未満の小規模所有であり、かつ分散的である。また森林所有者の不在村化、世代交代の進行等により、森林施業に無関心な森林所有者が増加し、境界のわからない森林も急速に増加していることから、このままでは、森林の有する公益的機能の発揮に支障をきたすことが懸念される。

これらの森林においては、適切な森林施業を確保していく観点から、集落単位で、森林所有者、集落リーダー、森林組合等の林業経営体職員、林業普及指導員、森林総合監理士（フォレスター）、及び市職員等が参加する会合を開催する。この中で、今後の森林管理や林業経営のあり方について合意形成を図り、意欲と能力のある林業経営体等が森林所有者から委託を受けて、施業の共同化・委託による集約化を促進する。

また、施業の集約化を進め、共同化・集約化により施業地の団地化を進め、林業経営の合理化、効率化のため、森林経営計画を作成するものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施については、森林所有者等への働きかけ、情報の提供や助言、斡旋などを推進し、意欲ある森林所有者、森林組合等の林業経営体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すこととする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

また、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の明確化や森林情報の収集、関係者による情報の共有に努めるとともに、森林経営計画の作成などを通じて計画的な施業の実施につなげる。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合等の業経営体と委託者である森林所有者等が森林経営受委託契約を締結することとする。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営の計画期間内（5年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な権利が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営などについて適切に設定することに留意する。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者への意向確認により、森林所有者が自ら森林の経営管理を行えないことが明らかになった場合には、整備を要する森林について森林経営管理制度を活用し本計画に定められた施業の方法に沿った森林整備を市町村森林経営管理事業により実施する。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林組合等の林業経営体に施業を委託せず、複数の森林所有者等が自ら施業の共同化により効率的な森林施業に取り組む場合、森林法第10条の11第1項に規定する施業実施協定を締結することで、共同して実施する施業及びその分担割合、森林作業道や土場等共同利用する施設の設置及び維持管理の方法等の共同化に関する事項が協定期間中担保されるため、積極的に協定の締結を促進するものとする。これにあたっては、集落単位で森林所有者、集落リーダー、森林組合等の林業経営体職員、林業普及指導員、森林総合監理士（フォレスター）及び市職員等が参加する会合を開催し、今後の森林管理や林業経営のあり方について合意形成を図ることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化にあたっては、間伐等の施業や作業路網の維持運営等について重点的に行うこととする。

また、施業の共同化を進めるためには、森林施業に消極的な森林所有者に対して、地区集会等への参加を呼びかけ、森林施業の重要性を認識させるとともに林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すものとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

① 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にする。

② 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業経営体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にする。

③ 共同施業実施者の一部の者が①又は②により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置を明確にする。

4 その他必要な事項
該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準は次のとおりとする。なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所について適用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

区分	作業システム	路網密度(m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	40 以上	70 以上	110 以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	35 以上	50 以上	85 以上
	架線系 作業システム	25 以上	0 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	25<15>以上	35<35>以上	60<50>以上
	架線系 作業システム	20<15>以上	0 以上	20<15>以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5 以上	0 以上	5 以上

注) 〈 〉 書きは広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森

林における路網密度

2 路線整備と併せて効率的な森林施業を推進する地域に関する事項

本計画の期間内に作業路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）については、該当なし。

表1 低コスト作業システムの分類例（富士川上流地域森林計画書より転載）

①	ハーベスタ+（グラップル）+フォワーダ	車両系
②	チェーンソー+グラップル木寄せ+プロセッサ+フォワーダ	
③	チェーンソー+グラップル（ウィンチ）木寄せ+プロセッサ+フォワーダ	
④	チェーンソー+（グラップル）+スキッド+プロセッサ	
⑤	チェーンソー+プロセッサ+フォワーダ	
⑥	チェーンソー+スイングヤーダ+プロセッサ+（フォワーダ）	架線系
⑦	チェーンソー+タワーヤーダ+プロセッサ+（フォワーダ）	

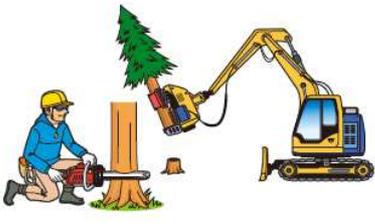
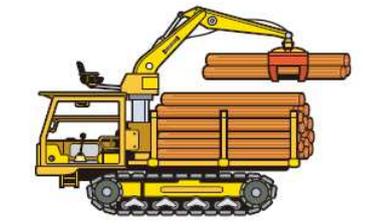
表2 低コスト作業システム選択表（富士川上流地域森林計画書より転載）

地形	路網密度	最適と見込むシステム	備考
緩	密	①	車両系
		②	
	中	③	
		④	
中	密	⑤	車両系
		②	
	中	③	架線系
		⑥	
急	密	③	車両系
	中	⑥	架線型
	疎	⑦	

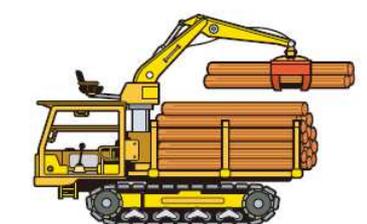
(参考) 低コスト作業システムの例 (平成 22 年版森林 林業白書から抜粋)

高性能林業機械を用いた作業システムは、傾斜と路網密度により、車両系作業システムと架線系作業システムに大別される。我が国における主な作業システムは次のとおりである。

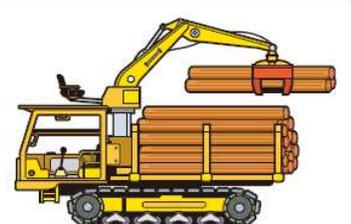
(1) 車両系の作業システム

ハーベスタ又はチェーンソー (伐倒)	ハーベスタ (木寄せ・造材)	フォワーダ (集材)
		

路網からアームが届く範囲の立木はハーベスタで伐倒・木寄せ・造材する。それ以外の立木はチェーンソー

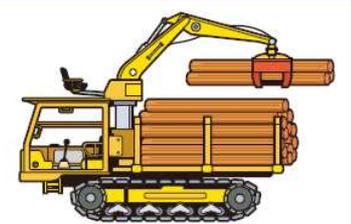
チェーンソー (伐倒)	プロセッサ(又はハーベスタ) (木寄せ・造材)	フォワーダ (集材)
		

立木をチェーンソーで伐倒した後、プロセッサ(又はハーベスタ)で木寄せ・造材し、フォワーダで集材する。

	グラップル(木寄せ)	プロセッサ(又はハーベスタ) (造材)	フォワーダ (集材)
チェーンソー (伐倒)			

生産性の高いプロセッサを造材に専念させるために木寄せ専用のグラップルを組み入れた作業システム。

(2) 架線系の作業システム

	スイングヤード(集材)	プロセッサ(又はハーベスタ) (木寄せ・造材)	フォワーダ (集材)
チェーンソー (伐倒)			

集材にスイングヤードを組み入れた作業システムである。路網から70～100m程度以内の範囲が採算ベースで効率的な集材が可能である。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）又は林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、山梨県林業専用道作設指針に則り開設することとする。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設・拡張に関する計画について、以下のとおりとする。

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

別表 基幹路網の整備計画

開設

単位 延長：km 面積：ha

開設/拡張	種類	区分	位置(市町村)	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	前半5カ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	甲府市	見越沢	0.3	95		1	
"	"	"	"	奥御岳支線	0.4	105		2	
"	"	"	"	奥仙丈支線	3.0	110		3	
"	"	林業専用道	"	竹日向1号支線	0.9	232		4	
"	"	"	"	王岳1号支線	0.9	115		5	
"	"	"	"	荒川1号支線	2.0	110	○	6	
"	"	"	"	草鹿沢1号支線	0.5	50		7	
"	"	"	"	滝戸山1号支線	0.5	100		8	
開設(改築)	"	林道	"	御岳	(1.0)	4581			
"	"	"	"	野猿谷	(0.2)	1299			
"	"	"	"	奥仙丈	(0.1)	597			
計				(3) 8	(1.3) 8.5				

改良

単位 延長：km 面積：ha

開設/拡張	種類	区分	位置(市町村)	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	前半5カ年の計画箇所	備考
拡張(改良)	自動車道	林道	甲府市	野 猿 谷	0.8	1,299	○	
〃	〃	〃	〃	御 岳	0.3	4,581	○	
〃	〃	〃	〃	荒 川	0.5	963	○	
〃	〃	〃	〃	塔 岩	0.8	418		
〃	〃	〃	〃	奥 仙 丈	0.5	597	○	
〃	〃	〃	〃	高 成	0.3	460	○	
〃	〃	〃	〃	木 賊	0.3	462		
〃	〃	〃	〃	奥 御 岳	0.2	1,156		
〃	〃	〃	〃	滝 戸 山	0.2	351		
〃	〃	〃	〃	池 の 平	0.2	530		
〃	〃	〃	〃	竹 日 向	0.2	94	○	
〃	〃	〃	〃	深 草	0.2	31		
〃	〃	〃	〃	王 岳	0.3	315		
〃	〃	〃	〃	折 八 古 関	0.5	1,230		
〃	〃	〃	〃	心 経 寺	0.2	175		
〃	〃	〃	〃	猫 坂	0.2	159		
〃	〃	〃	〃	帯 那 山	0.2	115		
〃	〃	林業専用道	〃	奥仙丈2号支線	0.5	51	○	
計				18	6.4			

舗装

単位 延長：km 面積：ha

開設/拡張	種類	区分	位置(市町村)	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	前半5カ年の計画箇所	備考
拡張(舗装)	自動車道	林道	甲府市	塔 岩	1.2	418		
〃	〃	〃	〃	奥 仙 丈	1.0	597	○	
〃	〃	〃	〃	御 岳	0.5	4,581		
〃	〃	〃	〃	高 成	0.5	460		
〃	〃	〃	〃	竹 日 向	0.2	110		
〃	〃	〃	〃	草 鹿 沢	0.2	98		
〃	〃	〃	〃	深 草	0.2	50		
計				7	3.8			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

甲府市が作設した基幹路網については甲府市を管理者とし、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、台帳を作成し適切に管理するものとする。台帳は甲府市役所が管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

木材の効率的かつ継続的な搬出には、森林作業道の整備が不可欠である。本市

ではこれまでも作業路網の開設に積極的に取り組んできたところであるが、今後、高性能林業機械の導入を図り、より効率的な施業を行うため、これまで以上に森林作業道の整備に取り組むこととする。

また、森林作業道を開設するにあたっては、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知）及び山梨県森林作業道作設指針に基づき、現場の状況に応じて、できるだけ簡易で、長持ちする（維持修繕コストがかからない）構造とする。

イ その他必要な事項

山梨県森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとする。

4 その他必要事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

現在、林業後継者が不足し林業労働者の高齢化が急速に進行している。このような状況の中、若年林業技術者を育成確保するために、労働環境の向上を図る。

具体的には、森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、意欲と能力のある林業経営体等による森林経営の集約化、並びに、農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目標とし、林道、林業専用道、森林作業道等の路網整備や高性能林業機械の導入による生産コストの低減及び労働強度の低減を図る。

また、作業の合理化及び効率化に努める一方、森林組合の作業班の編成を見直すことで体質改善を図り、組合員と密着した共同組合として機能を十分発揮できるように、各種事業の受委託拡大及び労務班の雇用の通年化と近代化に努める。

(2) 林業労働者及び林業後継者の養成方策

① 林業労働者の育成

林業労働者の育成については、林業経営の安定と経済性の向上を図り、山づくりへの意欲を起こさせること、働く者にとって他産業と同等以上の雇用条件を保障することが重要である。そのため林業労働者の社会保険等への加入の促進、通年雇用や月給制の導入、就労施設の整備など労働条件の改善及び雇用の安定化に努める。また、各種研修を実施して、新規就労者の技術向上をフォローする体制

を整備する。

② 林業後継者の育成

農業を含む農林業後継者は労働過重による労働環境条件の厳しさ及び収入が不安定であることなどから現状では大きく増加することは期待できない。このため、林業の担い手として森林組合への期待が大きくなっており、森林組合の体質を改善強化し、協同組合としての機能を十分発揮できるように育成する。

(3) 林業経営体の体質強化方策

本市の林業の担い手である森林組合等の林業経営体においては、森林所有者との森林経営受委託契約による事業量の確保を図ることにより就労の安定化、近代化を図ることとする。また、労務班員の労働安全の確保、月給制、休日の導入及び各種社会保険への加入による勤務体系、賃金体系の改善を図り、広域就労の推進等による雇用通年化に努め、併せて林業者の定住化を促進するものとする。さらには、林業技術等の啓発、普及及び後継者の育成に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方法

本市の人工林は6～11齢級が8割であり、今後、主伐及び伐期の長期化に伴う高齢級間伐の推進が緊急の課題となっている。しかし、林家の経営は零細で、さらに林業就労者の減少及び高齢化が進行している。

このような状況の中、労働生産性及び安全性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには、林業の機械化を促進することが必要であり、高性能機械を主体とする林業機械の導入目標を次に示す。

ただし、高性能林業機械は高価であるので、導入に当たっては、経営状況、今後の路網の整備計画及び機械の能力を十分に発揮することができるだけの事業量の確保の可否等を十分検討すること。

(2) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状(参考)	将来
伐倒 造材 集材	市内一円	チェーンソー	チェーンソー、ハーベスタ
		チェーンソー	チェーンソー + プロセッサ
		林内作業車	林内作業車
		小型集材機	小型集材機
			スイングヤーダ、ウインチ付グラップル
造林 保育等	地ごしらえ 刈 枝打	チェーンソー	チェーンソー + グラップル + クラッシャー
		刈払機	刈払機
		人力	リモコン自動枝打機

(3) 林業機械化の促進方策

- ① 施業地の団地化を図り、施業の共同化及び受委託契約による施業の集約化により、事業量の確保を行うものとする。
- ② 高性能林業機械をはじめとする車両系機械の導入を前提とした作業道の整備を行うものとする。
- ③ 高性能林業機械のオペレーターを育成するための研修会等への積極的な参加を促進し、機械の能力を最大限活用できるようオペレーターの資質向上を図るものとする。
- ④ 林業普及指導員、森林総合監理士（フォレスター）等と相談して、現地に最適な機械の組み合わせの検討を行うものとする。
- ⑤ 高性能林業機械の購入が難しい場合は、リース機の活用の検討を行うものとする。
- ⑥ 場合によっては他の森林組合及び事業体と共同による機械の購入検討を行うものとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

- ① 本市における素材生産は、近年森林資源が充実しつつあるが、林業採算性の悪化により伐採を控える傾向にあり、また間伐材の生産は作業路網の整備の遅れなどが影響し、原木供給量が安定していない状況である。今後、高性能林業機械の導入、作業路網の整備等を推進し、搬出コストを軽減することで、高齢級の利用間伐の実施、県森林組合連合会の原木市場等、市場への安定的な出材を促し、林産物の利用促進を図る。
- ② 加工・流通体制については、「山梨県産材認証システム」などを活用し、県産材及び合法木材の利用を促進する。
- ③ 間伐実施箇所や、木材生産のための伐採跡地に利用されずに残されている木材を木質バイオマスエネルギーとして燃料などに利用することは、化石燃料の使用削減による地球温暖化防止へとつながるものである。また、木材の新たな活用方法として、地域における雇用の創出や、林業・木材産業の活性化を促し、ひいては森林整備の促進につながるものである。

したがって、未利用材の活用については、関係機関と調整しながら、より効率的な収集方法や搬出方法を検討し、積極的に進めていくこととする。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備状況

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対凶 番号	位置	規模	対凶 番号	
該当なし							

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

区域の設定対象とする森林は、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、対象鳥獣による食害や剥皮等の被害がある森林又はそれらの被害がある森林の周辺に位置し、被害発生のおそれのある森林であって、人工林であるものを基本とする。鳥獣害防止森林の区域及び対象鳥獣の種類は別表3のとおりとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

被害対策は、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進する。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整する。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、忌避剤の塗布・散布、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

別表 3

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積（ha）
ニホンジカ	（県有林） 74～98, 99- I , 105- II , 106～108, 134～136, 636～640	4,018.61
	（民有林） 1～26, 31～41, 101～124, 201～ 215, 401～415	7,770.82
	計	11,789.43

2 その他必要な事項

鳥獣害防止対策の実施状況を確認する方法は、現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う森林組合等の林業経営体や森林所有者等からの情報収集、伐採後の造林の状況報告時における確認等とする。

また、鳥獣害防止森林区域において、鳥獣害防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者等に対する助言・指導等を通じて被害の防止を図ることとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

（1）森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害対策としては、被害の未然防止、巡視による早期発見及び早期駆除等に努める。

松枯れ被害対策については、森林病虫害等防除法に基づいて被害の発見や防除に努める。具体的には、高度公益機能森林及び甲府市松くい虫被害対策地区実施計画に定める地区保全森林といった保全すべき松林については樹幹注入や伐倒駆除を実施する。地区被害拡大防止森林については松枯れ被害を受けないヒノキ等に樹種転換を図ることとする。

特に、景勝地である昇仙峡周辺の松くい虫被害については、重点的に被害木の伐倒駆除を実施し、昇仙峡の松林を保全していく。

ナラ枯れについては、令和2年度に市内古閑町において被害が発生しており、令和3年度も被害が拡大していることから、被害木の処理とともに被害の発見しやすい梅雨明けから9月にかけて巡視を重点的に行う等、被害の拡大防止に努める。

（2）その他

森林病虫害等による被害の未然防止や早期発見等のため、県や森林組合、森林所有者等との情報の共有など、連携に努めることとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

鳥獣害防止森林区域外におけるニホンジカによる森林被害やニホンジカ以外の鳥獣（ツキノワグマ、イノシシ等）による森林被害については、被害の動向等を踏まえながら、防護柵の設置や剥皮防止帯の設置等の被害対策を進めるとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けを図るための緩衝帯の整備等を推進する。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の防止のため、12月～5月の山火事に発生し易い時期を中心に山火事防止パトロールを実施し、地域住民や入山者に対する防火意識の啓発等（広報・ホームページ）を行い、未然防止に努めることとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のために火入れを実施する場合は、森林法、甲府市森林等の火入れに関する条例等、関係法令を遵守する。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の所在	伐採を促進すべき理由	備考
民有林 1・2・4・39・41 林班	松くい虫の被害を受けており、周辺松林への被害の拡大を防止するため	皆伐・人工造林又は天然更新により樹種転換を図ることとする

※なお、病虫害のまん延のため、緊急に伐倒駆除する必要がある場合には、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情から見て造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (h a)
(県有林)		
御岳	74～75林班	126.62
能泉	76～92-1、93～99-1林班	2,596.76
千代田・旧市	92-2、104～108林班	366.21
中道	133～136林班	635.49
上九一色	636～640林班	609.58
(民有林)		
市有林	101～121林班	2,661.85
御岳	201～215、1～4、6～11林班	1,904.73
能泉	班	651.9
千代田・旧市	5、12～18、124林班	6
中道	19～41、122～123林班	1,350.79
上九一色	301～306林班	306.64
	401～415林班	1,252.36

※民有林は地域森林計画対象森林のうち県有林以外の森林であり、植樹用貸地は民有林に含まれる。

(2) その他

森林経営計画の策定に際しては次に掲げる事項について適切に計画すること。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項の森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

計画的な間伐や抜き切り等の森林整備により発生した木材については、資源の有効活用の観点から、路網の整備状況等を踏まえ、利用可能なものについて、搬出し、木材の安定供給に努め、地域林業の振興に寄与することとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

本市の北部山岳地域は、秩父多摩甲斐国立公園に属し、日本百名山の一つである金峰山をはじめとするさまざまな峰々があり、さらには溪谷美日本一の御岳昇仙峡がある。この御岳昇仙峡から奥に入った山あいの集落に豊かな自然環境を活かしたリゾート型宿泊施設の「マウントピア黒平」がある。コテージ（10棟）やバーベキュー棟などを備え、森林と親しむ憩いの場として県内外の方々に利用されている。

また、本市中心部を展望できる千代田湖一帯は、花崗岩の岩肌が露出した白山があり、甲府風致探勝林（国有林）として位置づけられ、市民の憩いの場として利用されている。

さらには、国有林、県有林、私有林合わせて2,500ヘクタールの森林地域の武田の杜があり、区域内には、樹木見本園、武田信玄ゆかりの要害山、鳥獣センター、森林学習展示館などがあり、健康の森などが点在しており豊かな自然の中で緑に親しみながら、森林レクリエーション、森林浴などの保健休養や教育の場として利用されている。

このため、森林の有する環境保全機能の維持増進を図るために地域住民を主体とした森林の保全活動を推進する。

森林の総合利用施設

施設の種類	現状（参考）		対図 番号
	位置	規模	
マウントピア黒平	黒平地区	コテージ10棟	1
武田の杜	千代田地区	森林学習展示館 外	2

5 住民参加による森林の整備に関する事項

（1）地域住民参加による取り組みに関する事項

奥御岳市有林は、全域が水源かん養保安林に指定され本市の重要な水源地である。市民とともにを行う水源林造成や水道水源の重要性についての各種イベントの開催実施などを通して、この水源地森林の保全に関する市民の理解がさらに深まるよう取り組む。

（2）上下流連携による取組みに関する事項

荒川は、本市をはじめ下流の3市町（昭和町、甲斐市・中央市の一部）の水源地として重要な役割を果たしている。このようなことから、川下の市町と連携し、森林の保護管理に携わってきた地元住民と川下の市町民との交流の場をつくり、森林・林業が果たす多くの役割や民有林の保護管理の必要性・重要性について相互に認識を高めていくため、水源の森林造成への参加等について積極的に働き掛けを行う。

（3）その他

緑化活動その他森林整備及び保全を図ることを目的として設立されたNPO法人（以下「NPO法人」という。）及びNPO法人に施業を任せる意向をもった森林所有者等と連携し、市が両者の間に入り調整することでNPO法人と森林所有者間の施業実施協定の締結を促進する。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林所有者の意向調査を実施し、必要に応じて森林経営管理事業を実施していく。

7 その他必要な事項

（1）法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

ア 保安林の施業方法

森林法第33条の規定により定めた指定施業要件に基づいて行うものとするが、保安林内において立木竹の伐採等を行う場合には、森林法第34条により知事の許可（森林法第34条の2第1項に規定する択伐の場合または同法第34条の3第1項に規定する間伐の場合にあっては、あらかじめ知事に伐採立木材積・伐採方法または間伐材積・間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した択伐または間伐の届出書の提出）が必要である。なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められているが、その主なものは次のとおりである。

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
水源かん養保安林	<p>1) 原則として伐採種の指定はしない。但し、林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、または流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては択伐とする。（その程度が特に著しいと認められるものには禁伐とする。）</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は20ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
土砂流出防備保安林	<p>1) 原則として択伐とする。但し、保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては禁伐とする。また、地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種の指定はしない。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ha 以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha 当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>
水害防備保安林	<p>1) 原則として択伐とする。但し、林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
保健保安林	<p>1) 原則として択伐とする。但し、伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。また、地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設または眺望点からの視界外にあるものについては、伐採種の指定はしない。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ha 以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha 当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>

注) 1 伐採をすることができる箇所は、原則として樹冠疎密度が 10 分の 8 以上の箇所であること。

2 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に次により算出される択伐率※を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。

※択伐率

(1) 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された率が 10 分の 3 を超えるときは、10 分の 3 とする。

(2) 伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林についての択伐率は、前項(1)の規定にかかわらず、同項本文の規定により算出された率または<附録式>により算出された率のいずれか小さい率とする。ただしその率が 10 分の 4 を超えるときは、10 分の 4 とする。

<附録式>

$$\frac{V_o - V_s \times (7/10)}{V_o}$$

V_o

V_o : 当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

V_s : 当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

3 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則とし

て、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

4 植栽本数は、概ね1 ha 当たり樹種ごとに次の算式により算出された本数以上とする。ただし、3,000本を超えるときは、3,000本とする。

$$\text{基準となる植栽本数} = 3,000 \times (5/V)^{2/3}$$

V：当該森林において、植栽する樹種ごとに、同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される1ha 当たりの当該単層林の立木の材積を標準伐期齢で除して得た数値

前記算式に基づき試算した植栽本数を地位級ごとに示せば以下のようになる。

V	5	6	7	8	9	10	11	12
$(5/V)^{2/3}$	1.000	0.886	0.800	0.732	0.676	0.630	0.592	0.558
植栽本数	3,000	2,700	2,400	2,200	2,100	1,900	1,800	1,700
V	13	14	15	16	17	18	19	20
$(5/V)^{2/3}$	0.529	0.504	0.481	0.461	0.443	0.426	0.411	0.397
植栽本数	1,600	1,600	1,500	1,400	1,400	1,300	1,300	1,200

また、択伐を実施した場合は、上記の本数に択伐率を乗じて算出した本数以上とする。

5 標準伐期齢は甲府市森林整備計画で定める標準伐期齢による。

イ 保安施設地区の施業方法

原則として禁伐とする。但し、森林法第44条で定められた場合を除く。

ウ 自然公園内の施業方法

① 国立・国定公園区域内の施業方法

特別地域内において立木竹の伐採等を行う場合には、自然公園法第20条第3項及び第21条第3項により国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては知事の許可が必要である。

特別地域区分	森 林 施 業 方 法
特 別 保 護 地 区	<p>禁伐とする。</p> <p>但し、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災、風致の維持、その他森林の管理として行われるもの、または測量のため行われるものは、この限りでない。</p>
第 一 種 特 別 地 域	<p>1) 第一種特別地域の森林は、禁伐とする。</p> <p>但し、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>3) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</p>
第 二 種 特 別 地 域	<p>1) 第二種特別地域の森林の施業は、択伐法によるものとする。</p> <p>但し、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができる。</p> <p>2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、薪炭林を除く。）は原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>4) 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。</p> <p>5) 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。</p> <p>① 一伐区の面積は2ha以内とする。</p> <p>但し、疎密度が10分の3より多く保残木を残す場合または車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。</p> <p>② 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならないものとする。</p>
第 三 種 特 別 地 域	<p>第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。</p>

② 県立自然公園区域内の施業方法

特別地域内において立木竹の伐採等を行う場合には、山梨県立自然公園条例第20条第4項の規定により知事の許可が必要である。

森林施業の方法は、国立・国定公園区域に準じて実施するものとする。

エ 砂防指定地の施業方法

砂防指定地内において立木竹の伐採、竹木、土石等の滑下または地引きによる運搬等を行う場合には、砂防法第4条及び山梨県砂防指定地管理条例第2条により、知事の許可が必要である。ただし、山梨県砂防指定地管理条例施行規則第2条により、面積が千平方メートル未満の区域における竹木の間伐または択伐及び当該竹木の運搬については、知事の許可を要しない軽易な行為となる。

砂防指定地内の森林についての施業の基準及び立木竹の伐採等の許可の基準は、次のとおりとする。

施業区分	森 林 施 業 方 法
伐採の方法	<p>(1) 砂防指定地における立木竹の伐採は原則として択伐によるものとする。但し、河川・砂防及び治山施設の保全上悪影響を及ぼす恐れのある森林、その他伐採すれば著しく土砂の流出する恐れがあると認められる森林にあつては禁伐とする。なお、溪流に沿った両岸20m幅以内の区域及び溪流両岸付近の伐採により崩壊の恐れのある地域以外で、地盤が比較的安定していて、著しく土砂の流出する恐れのない森林にあつては、伐採種は指定しない。</p> <p>(2) 土砂災害等を助長する皆伐は原則禁止とするが、やむを得ず皆伐による伐採を行う場合は、上記の伐採種を指定しない地域内の森林で、一箇所の皆伐面積が10haを超えない範囲とする。但し、伐採後は土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。また、伐区は計画的に分散させるものとし、更新完了後でなければ接続して伐区を設定できないものとする。</p> <p>(3) 伐根の掘り起こしは原則禁止とする。やむを得ず伐根の掘り起こしを行う場合は、土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。</p>
伐採の限度及び更新方法	森林法の定める保安林の指定施業要件の基準を準用する。

オ 急傾斜地崩壊危険区域の施業方法

急傾斜地崩壊危険区域内において立木竹の伐採等を行う場合には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条により知事の許可が必要である。所有者等は、当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊が生じないように

努めなければならない。

カ 鳥獣保護区特別保護地区の施業方法

鳥獣保護区の特別保護地区内において立木竹の伐採、その他鳥獣の保護繁殖上支障となるような行為については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第7項により環境大臣または、知事の許可が必要である。なお、森林の施業方法は次のとおりとする。

施業区分	森林施業方法
伐採の方法	原則として伐採種の指定はしない。 但し、伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または、安全に支障があると認められるものについては択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては、禁伐とする。 また、保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は、禁伐とする。
伐採の限度	単木択伐、立木竹の本数において20パーセント以下の間伐とする。

キ 母樹または母樹林に指定された森林の施業方法

特別母樹または特別母樹林は原則として禁伐である。
但し、林業種苗法第7条第1項により、農林水産大臣の許可を受けた場合はこの限りでない。

ク 自然環境保全地区等の施業方法

① 景観保存地区

該当なし

② 自然活用地区

該当なし

③ 自然記念物

自然記念物の現状を変更することとなる行為をしようとする場合には、山梨県自然環境保全条例第15条第1項により知事に届出が必要である。

(2) 森林施業の技術及び知識の普及・指導

森林施業の円滑な実行確保を図るため、市林務担当部局、中北林務環境事務所、県森林総合研究所、森林組合等の林業経営体との連携を密にして、普及啓発、経

営意欲の向上に努めることとする。

(3) 市有林の整備について

奥御岳市有林は、全域が水源かん養保安林に指定され市民の水源地として重要である。そのため、水源林造成や水道水源の重要性について市民の理解を深めてもらうため林業体験などのイベントを開催し、市民とともに市有林の整備を進めていくこととする。

(附) 参 考 资 料

1 市町村森林整備計画概要図
別添のとおり

2. 参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

単位：人

	年次	総数			0～14歳			15～64歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成22年	198,992	97,754	101,238	25,361	13,106	12,255	122,624	62,878	59,746
	平成27年	193,125	94,448	98,677	23,105	11,915	11,190	112,961	57,866	55,095
	令和2年	189,591	92,850	96,741	21,527	10,986	10,541	112,443	58,360	54,083
構成比 (%)	平成22年	100.0	49.1	50.9	12.7	6.5	6.2	61.6	31.6	30.0
	平成27年	100.0	48.9	51.1	100.0	51.6	48.4	100.0	51.2	48.8
	令和2年	100.0	49.0	51.0	100.0	51.0	49.0	100.0	51.9	48.1

65歳以上			年齢不詳		
計	男	女	計	男	女
48,953	20,273	28,680	2,054	1,497	557
53,154	22,410	30,744	3,905	2,257	1,648
55,621	23,504	32,117	-	-	-
24.6	10.2	14.4	0.1	0.1	0.0
100.0	42.2	57.8	100.0	57.8	42.2
100.0	42.3	57.7	-	-	-

資料：国勢調査

② 産業部門別就業者数等

単位：人

年次	総数	第1次産業				第2次産業	うち木材・木製品製造業	第3次産業	分類不能の産業
		農業	林業	漁業	小計				
平成22年度	89,232	2,256	71	4	2,331	20,602		64,211	2,088
平成27年度	88,014	2,186	62	6	2,254	19,758		62,657	3,345
令和2年度									
平成22年度	100.0	2.5	0.1	0.0	2.6	23.1		72.0	2.3
平成27年度	100.0	2.5	0.1	0.0	2.6	22.4		71.2	3.8
令和2年度									

資料：国勢調査、令和2年データ未公表

(2) 土地利用

単位面積：ha

	年次	総土地面積
実数(ha)	平成22年	21,241
	平成27年	21,247
	令和2年	21,247
構成比(%)		100.0

耕地面積								林野面積			
計	田	畑	樹園地				草地面積	計	森林	原野	その他面積
			果樹園	茶園	桑園	その他					
906	287	167	452					13,633	13,633		6,702
839	254	169	416					13,632	13,632		6,776
713	209	157	347					13,656	13,656		6,878
3.4	1.0	0.7	1.6					64.3	64.3		32.4

資料：総土地面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」

耕地面積は農林業センサス、森林面積は富士川上流地域森林計画、空欄はデータなし

(3) 森林転用面積

単位面積：ha

年次	総数	工場・事業用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
平成22年	5	1	5	—	—	—	—
平成26年	2	—	—	—	—	—	2
令和2年	1	—	—	—	—	—	1

1ha 以下については、切り上げとしたため、総数と一致しない。

資料：山梨県森林整備課業務資料

(4) 森林資源の現況等

①保有形態別森林面積

単位面積：ha

保有形態		総面積		立木地			人工林率 (B/A)
		面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	
		ha	%	ha	ha	ha	%
総数		13,656.44	100.0	13,025.15	6,479.48	6,545.67	47.4
国有林		1,169.84	8.6	1,125.23	931.17	194.06	79.6
公有林	計	7,588.68	55.6	7,098.68	3,508.56	3,590.12	46.2
	県有林	4,609.76	33.8	4,316.57	2,412.78	1,903.79	52.3
	(その他県有林)	(274.66)	(2.0)	(270.42)	(261.82)	(8.60)	(95.3)
	市町村有林	2,962.20	21.7	2,766.60	1,084.41	1,682.19	36.6
	財産区有林	16.72	0.1	15.51	11.37	4.14	68.0
私有林		4,897.92	35.9	4,801.24	2,039.75	2,761.49	41.6

資料：国有林面積データ、森林整備課業務資料(保有者形態別森林面積データ)

②在り市者・不在り市者別私有林面積

単位面積：ha

	年次	私有林合計	在り市者 面積	不在り市者面積		
				計	県内	県外
実数(ha)	平成12年	4986	4338	648	345	303
	平成17年					
	平成22年					
構成比(%)	平成12年	100.0	87.0	13.0	6.9	6.1
	平成17年					
	平成22年					

資料：農林業センサス、H17・H22 はデータなし

③民有林の齢級別面積

単位面積：ha

区 分		齢級別	総 数	1・2齢級	3・4齢級	5・6齢級	7・8齢級	9・10齢級	11齢級以上
民有林計			11,899.92	6.35	79.65	170.80	806.88	1,149.94	9,686.30
人工林			5,548.31	6.35	67.23	125.51	679.98	1,070.58	3,598.66
主要樹種別面積	スギ		299.91	0.00	0.66	3.56	22.63	8.07	264.99
	ヒノキ		1,137.44	0.00	59.95	93.96	384.66	238.19	360.68
	アカマツ		1,241.12	0.00	0.00	1.60	9.50	217.21	1,012.81
	カラマツ		2,346.92	2.73	0.07	9.03	130.25	410.35	1,794.49
	モミ・シラベ		271.29	0.00	0.00	2.89	86.75	173.56	8.09
	その他針葉樹		47.98	0.00	0.00	2.49	26.91	15.61	2.97
	クヌギ、コナラ、ミズナラ		35.43	3.62	0.97	0.00	0.00	0.60	30.24
	その他広葉樹		168.22	0.00	5.58	11.98	19.28	6.99	124.39
天然林			6,351.61	0.00	12.42	45.29	126.90	79.36	6,087.64
(備考)		主要樹種別面積比(人工林) スギ：5.4% ヒノキ：20.5% アカマツ：22.4% カラマツ：42.3% モミ・シラベ：4.9% その他針葉樹：0.9% クヌギ・ナラ類：0.6% その他広葉樹：3.0%							

資料：樹種別、森林整備課業務資料(齢級別森林面積データ)

④保有山林面積規模別林業経営体数

面積規模	林業経営体数				
所有山林なし	1	10~20ha	2	50~100ha	0
~5ha	0	20~30ha	0	100~500ha	1
5~10ha	2	30~50ha	0	総 数	6

資料：2020 農林業センサス

⑤ 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長 (k m)	備考
基幹路網	28	97.7	
うち林業専用道	1	1.6	

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長 (k m)	備考
森林作業道	68	33.6	

資料：山梨県森林整備課業務資料

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

○甲府市有林

林小班名	大字・字	地番	樹種	林齢
113ね	御岳町赤松平	3289-1	カラマツ	58・59
113ね1	御岳町赤松平	3289-1	カラマツ	58・59
113に	御岳町赤松平	3289-1	シラベ	46
112な1	御岳町赤松平	3289-1	カラマツ	59
111に	御岳町赤松平	3289-1	ヒノキ	51
111ろ1	御岳町赤松平	3289-1	ヒノキ	51
112は	御岳町赤松平	3289-1	ヒノキ	48
112ろ	御岳町赤松平	3289-1	ヒノキ	38
112ろ1	御岳町赤松平	3289-1	ヒノキ	38
112ろ2	御岳町赤松平	3289-1	ヒノキ	38
112ろ3	御岳町赤松平	3289-1	ヒノキ	38
112に	御岳町赤松平	3289-1	ヒノキ	42
112ね	御岳町赤松平	3289-1	カラマツ	53
112つ2	御岳町赤松平	3289-1	カラマツ	49
112つ3	御岳町赤松平	3289-1	カラマツ	60
112つ4	御岳町赤松平	3289-1	カラマツ	60
112つ5	御岳町赤松平	3289-1	カラマツ	63
101れ	御岳町舞台	3288	ヒノキ	48
101ろ	御岳町舞台	3288	スギ	49
101ろ	御岳町舞台	3288	ヒノキ	49
102あ	御岳町舞台	3288	カラマツ	60
102そ1	御岳町舞台	3288	ヒノキ	49
102そ1	御岳町舞台	3288	カラマツ	49
102そ1	御岳町舞台	3288	アカマツ	49
102そ2	御岳町舞台	3288	ヒノキ	61
102と	御岳町舞台	3288	ヒノキ	66
102と1	御岳町舞台	3288	ヒノキ	36
102な	御岳町舞台	3288	ウラジロモミ	49
102に1	御岳町舞台	3288	ヒノキ	50
102に1	御岳町舞台	3288	カラマツ	50
102ぬ	御岳町舞台	3288	ヒノキ	76
102リ	御岳町舞台	3288	ヒノキ	107
102る1	御岳町舞台	3288	ヒノキ	50
102る1	御岳町舞台	3288	アカマツ	50
102れ	御岳町舞台	3288	スギ	66
102れ	御岳町舞台	3288	カラマツ	66
102れ	御岳町舞台	3288	ヒノキ	66

林小班名	大字・字	地番	樹種	林齢
103た	御岳町舞台	3288	ウラジロモミ	45
103つ	御岳町舞台	3288	ウラジロモミ	45
103つ2	御岳町舞台	3288	アカマツ	46
103つ2	御岳町舞台	3288	ウラジロモミ	46
103な	御岳町舞台	3288	ウラジロモミ	49
103な1	御岳町舞台	3288	ウラジロモミ	42
103な2	御岳町舞台	3288	ウラジロモミ	42
104ろ6	御岳町舞台	3288	カラマツ	50
104ろ6	御岳町舞台	3288	ウラジロモミ	50
104ろ6	御岳町舞台	3288	トドマツ	37
110た1	御岳町赤松平	3289-1	モミ	46
110た1	御岳町赤松平	3289-1	シラベ	46
110に	御岳町赤松平	3289-1	モミ	46
110た2	御岳町赤松平	3289-1	モミ	48
110た2	御岳町赤松平	3289-1	トウヒ	48
110た2	御岳町赤松平	3289-1	シラベ	48
110ね	御岳町赤松平	3289-1	カラマツ	57
110ね1	御岳町赤松平	3289-1	カラマツ	57
110は	御岳町赤松平	3289-1	カラマツ	54
110は	御岳町赤松平	3289-1	ヒノキ	37
110む	御岳町赤松平	3289-1	カラマツ	37
112い1	御岳町赤松平	3289-1	ヒノキ	38
112つ2	御岳町赤松平	3289-1	ウラジロモミ	48
113か	御岳町赤松平	3289-1	カラマツ	56
113か2	御岳町赤松平	3289-1	カラマツ	56
113そ	御岳町赤松平	3289-1	カラマツ	55
113た	御岳町赤松平	3289-1	カラマツ	58
113た1	御岳町赤松平	3289-1	カラマツ	58
113た2	御岳町赤松平	3289-1	カラマツ	58
113つ	御岳町赤松平	3289-1	シラベ	49
113つ	御岳町赤松平	3289-1	ウラジロモミ	49
113よ	御岳町赤松平	3289-1	カラマツ	56
113よ1	御岳町赤松平	3289-1	カラマツ	56
113る	御岳町赤松平	3289-1	カラマツ	59
113れ	御岳町赤松平	3289-1	カラマツ	59
113れ1	御岳町赤松平	3289-1	カラマツ	59
113わ	御岳町赤松平	3289-1	カラマツ	57

○民有林

林班名	大字・字	地番	樹種	林齢
24林班	上帯那町表縄戸	2528-1	ヒノキ	52
24林班	上帯那町表縄戸	2528-1	スギ	57
24林班	上帯那町三ヶ窪	2529	ヒノキ	57
24林班	上帯那町三ヶ窪	2529	スギ	57
24林班	上帯那町三ヶ窪	2564	ヒノキ	57
24林班	上帯那町幕岩	2578	アカマツ	56
24林班	上帯那町幕岩	2578	ヒノキ	56
25林班	上帯那町岩の下	2386	ヒノキ	54
25林班	上帯那町岩の下	2386	カラマツ	54
25林班	上帯那町岩の下	2386	アカマツ	54
25林班	上帯那町岩の下	2387	カラマツ	32
25林班	上帯那町岩の下	2388	カラマツ	54
25林班	上帯那町岩の下	2388	スギ	54
25林班	上帯那町岩の下	2388	アカマツ	54
25林班	上帯那町岩の下	2388	ヒノキ	56
25林班	上帯那町岩の下	2391	ヒノキ	54
25林班	上帯那町岩の下	2393	ヒノキ	54
25林班	上帯那町岩の下	2393	カラマツ	54
25林班	上帯那町岩の下	2394	アカマツ	54
25林班	上帯那町岩の下	2394	カラマツ	54
25林班	上帯那町岩の下	2454	カラマツ	55
25林班	上帯那町岩の下	2454	ヒノキ	55
25林班	上帯那町岩の下	2455	スギ	55
25林班	上帯那町岩の下	2455	ヒノキ	55
25林班	上帯那町岩の下	2456-1	スギ	55
25林班	上帯那町岩の下	2456-1	ヒノキ	55
25林班	上帯那町岩の下	2456-1	カラマツ	55
25林班	上帯那町岩の下	2456-8	スギ	52
38林班	善光寺町日影久保	3284	ヒノキ	58
21林班	平瀬町横手平	2539	ヒノキ	37
21林班	平瀬町横手平	2541	ヒノキ	37
21林班	平瀬町横手平	2542	ヒノキ	37
24林班	上帯那町表縄戸	2528	ヒノキ	42
24林班	上帯那町表縄戸	2528	アカマツ	42
24林班	上帯那町三ヶ窪	2530	アカマツ	57
24林班	上帯那町三ヶ窪	2530	カラマツ	57
24林班	上帯那町三ヶ窪	2531	アカマツ	57
24林班	上帯那町三ヶ窪	2531	アカマツ	41
24林班	上帯那町三ヶ窪	2531	ヒノキ	41
24林班	上帯那町三ヶ窪	2531	カラマツ	57
24林班	上帯那町三ヶ窪	2563	アカマツ	57
22林班	下帯那町大田和	2710	ヒノキ	38
22林班	下帯那町大田和	2712	ヒノキ	38
9林班	高町下深沢山	170	スギ	40
9林班	高町下深沢山	170	ヒノキ	40
5林班	猪狩町牛房窪	1185-1	ヒノキ	27
5林班	猪狩町牛房窪	1185-2	ヒノキ	27
5林班	猪狩町牛房窪	1186-1	ヒノキ	27
5林班	猪狩町牛房窪	1186-2	ヒノキ	27
8林班	御岳町曾根	1617	ヒノキ	34
8林班	御岳町曾根	1617	ヒノキ	36
8林班	御岳町曾根	1635	アカマツ	51
204林班	御岳町赤彦	3176-1	アカマツ	59
204林班	御岳町赤彦	3176-1	カラマツ	59

林班名	大字・字	地番	樹種	林齢
5林班	猪狩町屋敷	1231	スギ	57
5林班	猪狩町屋敷	1232	スギ	57
5林班	猪狩町屋敷	1238	スギ	57
5林班	猪狩町屋敷	1238	アカマツ	57
5林班	猪狩町屋敷	1251	ヒノキ	52
5林班	猪狩町八王子下	1278	ヒノキ	55
4林班	草鹿沢町暇久保	1447	ヒノキ	42
4林班	草鹿沢町暇久保	1452	ヒノキ	52
4林班	草鹿沢町清水坂	1459-1	カラマツ	61
4林班	草鹿沢町清水坂	1459-1	ヒノキ	61
4林班	草鹿沢町暇久保	1420	ヒノキ	57
4林班	草鹿沢町暇久保	1421	スギ	57
4林班	草鹿沢町暇久保	1422	スギ	57
4林班	草鹿沢町暇久保	1426	スギ	57
4林班	草鹿沢町暇久保	1427	スギ	57
4林班	草鹿沢町暇久保	1428	スギ	57
4林班	草鹿沢町暇久保	1429	その他広	57
4林班	草鹿沢町暇久保	1440	カラマツ	57
4林班	草鹿沢町暇久保	1441	カラマツ	57
4林班	草鹿沢町暇久保	1441	アカマツ	57
4林班	草鹿沢町暇久保	1442	アカマツ	57
4林班	草鹿沢町暇久保	1443	カラマツ	62
4林班	草鹿沢町暇久保	1444	アカマツ	60
4林班	草鹿沢町暇久保	1445	アカマツ	60
4林班	草鹿沢町細入	1397	ヒノキ	31
4林班	草鹿沢町細入	1399	ヒノキ	31
4林班	草鹿沢町細入	1400	ヒノキ	31
4林班	草鹿沢町細入	1401	ヒノキ	31
11林班	黒平町大平	656	アカマツ	52
11林班	黒平町大平	657	アカマツ	65
11林班	黒平町大平	657	カラマツ	60
11林班	黒平町大平	658	ヒノキ	51
11林班	黒平町大平	637	スギ	62
6林班	御岳町西村	2428	ヒノキ	38
6林班	御岳町西村	2428	カラマツ	59
6林班	御岳町西村	2429	カラマツ	59
7林班	御岳町小川	3028	スギ	44
7林班	御岳町小川	3028	アカマツ	52
7林班	御岳町小川	3029-1	スギ	44
7林班	御岳町小川	3029-2	ヒノキ	44
7林班	御岳町小川	3030	スギ	65
7林班	御岳町小川	3031	スギ	44
7林班	御岳町小川	3066	カラマツ	56
7林班	御岳町小川	3067	カラマツ	56
7林班	御岳町小川	3068	カラマツ	56
7林班	御岳町小川	3069	カラマツ	56
7林班	御岳町小川	3070	カラマツ	56
7林班	御岳町小川	3071	カラマツ	56
7林班	御岳町小川	3072	カラマツ	56
7林班	御岳町小川	3079	スギ	44
7林班	御岳町小川	3080	スギ	44
7林班	御岳町小川	3080	アカマツ	51
7林班	御岳町小川	3080	ヒノキ	44
7林班	御岳町小川	3081	スギ	44

203林班	御岳町北之沢	3158	ヒノキ	51
203林班	御岳町北之沢	3158	ヒノキ	45
203林班	御岳町小川	3135	ヒノキ	59
203林班	御岳町小川	3135	カラマツ	59
203林班	御岳町小川	3135	ヒノキ	57
203林班	御岳町小川	3135	カラマツ	59
203林班	御岳町小川	3135	ヒノキ	59
203林班	御岳町小川	3135	カラマツ	60
203林班	御岳町小川	3135	アカマツ	60
203林班	御岳町小川	3135	スギ	53
5林班	猪狩町屋敷	1227	ヒノキ	42
5林班	猪狩町屋敷	1246	スギ	59
5林班	猪狩町屋敷	1246	カラマツ	59
5林班	猪狩町屋敷	1250	ヒノキ	51
5林班	猪狩町屋敷	1253	ヒノキ	59
5林班	猪狩町屋敷	1252	ヒノキ	51
5林班	猪狩町屋敷	1256	ヒノキ	58
1林班	草鹿沢町押手沢	1023	ヒノキ	37
1林班	草鹿沢町押手沢	1024	ヒノキ	37
1林班	草鹿沢町押手沢	1025	ヒノキ	37
1林班	草鹿沢町押手沢	1030	スギ	55
1林班	草鹿沢町押手沢	1030	ヒノキ	55
1林班	草鹿沢町志丁川	1060	ヒノキ	55
1林班	草鹿沢町志丁川	1061	ヒノキ	55
1林班	草鹿沢町志丁川	1063	ヒノキ	55
1林班	草鹿沢町志丁川	1095	ヒノキ	58
1林班	草鹿沢町志丁川	1095	ヒノキ	36
4林班	草鹿沢町眼久保	1448	アカマツ	58
4林班	草鹿沢町眼久保	1449	アカマツ	54
4林班	草鹿沢町眼久保	1449	ヒノキ	37
4林班	草鹿沢町眼久保	1450	アカマツ	54
4林班	草鹿沢町眼久保	1451	ヒノキ	54
4林班	草鹿沢町清水坂	1454	ヒノキ	36
4林班	草鹿沢町清水坂	1454	ヒノキ	36
4林班	草鹿沢町清水坂	1454	アカマツ	58
4林班	草鹿沢町清水坂	1454	スギ	60
4林班	草鹿沢町清水坂	1457	ヒノキ	59
4林班	草鹿沢町清水坂	1457	スギ	59
5林班	猪狩町屋敷	1224	スギ	57
5林班	猪狩町屋敷	1226	スギ	57
5林班	猪狩町屋敷	1228	ヒノキ	57
5林班	猪狩町屋敷	1228	スギ	57
5林班	猪狩町屋敷	1229	スギ	57
5林班	猪狩町屋敷	1230	スギ	60

7林班	御岳町小川	3081	ヒノキ	44
7林班	御岳町小川	3082	スギ	44
7林班	御岳町小川	3084	スギ	44
7林班	御岳町小川	3085	ヒノキ	44
7林班	御岳町小川	3085	アカマツ	51
7林班	御岳町小川	3086	ヒノキ	44
7林班	御岳町小川	3087	ヒノキ	44
7林班	御岳町小川	3087	アカマツ	51
7林班	御岳町小川	3088	ヒノキ	44
7林班	御岳町小川	3089	ヒノキ	44
7林班	御岳町小川	3090	ヒノキ	44
7林班	御岳町小川	3090	アカマツ	51
7林班	御岳町小川	3091	スギ	44
7林班	御岳町小川	3092	スギ	44
7林班	御岳町小川	3093	スギ	65
7林班	御岳町小川	3093	ヒノキ	65
7林班	御岳町小川	3094	スギ	70
7林班	御岳町小川	3094	カラマツ	70
7林班	御岳町小川	3094	ヒノキ	70
7林班	御岳町小川	3095	カラマツ	70
7林班	御岳町小川	3096	スギ	70
7林班	御岳町小川	3096	カラマツ	70
7林班	御岳町小川	3099	カラマツ	53
7林班	御岳町小川	3110	ヒノキ	65
7林班	御岳町小川	3110	スギ	65
7林班	御岳町小川	3111	ヒノキ	65
7林班	御岳町小川	3111	スギ	65
7林班	御岳町小川	3123	ヒノキ	44
7林班	御岳町小川	3123	カラマツ	44
7林班	御岳町北之沢	3138	ヒノキ	88
7林班	御岳町北之沢	3138	スギ	67
7林班	御岳町北之沢	3139	スギ	60
7林班	御岳町北之沢	3139	ヒノキ	60
7林班	御岳町北之沢	3140	ヒノキ	60
7林班	御岳町北之沢	3140	スギ	60
8林班	御岳町弘法	2272	スギ	47
8林班	御岳町弘法	2272	スギ	47
8林班	御岳町弘法	2273	スギ	47
8林班	御岳町弘法	2300	スギ	52
8林班	御岳町弘法	2300	スギ	52
8林班	御岳町弘法	2300	スギ	52
8林班	御岳町弘法	2301	スギ	47
8林班	御岳町弘法	2301	スギ	51
8林班	御岳町弘法	2301	スギ	51
8林班	御岳町弘法	2301	スギ	51
8林班	御岳町弘法	2301	スギ	47

資料：R3 特定間伐等促進計画

(6) 市町村における林業の位置付け

①産業別総生産額 (単位：百万円)

総生産額 (A)		795,453
内	第1次産業	4,115
	うち林業 (B)	96
訳	第2次産業	152,771
	うち木材・木製品製造業 (C)	—
第3次産業		638,567
B+C/A		0.012%

資料：平成 27 年度市町村内総生産

②製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

	事業所数	従事者数(人)	現金給与総額(単位:万円)
全製造業(A)	232	9,019	3,718,504
うち木材・木製品製造業(B)	0	0	0
B/A	0.0%	0.0%	0%

資料：2020 年工業統計調査表 地域別統計表データ

従業者 4 人以上の事業所を集計

(7) 林業関係の就業状況

区分	組合・ 事業所数	従業者数		備考
			うち作業員 数	
森林組合	1	30	23	中央森林組合
素材生産業	1	19	17	
木材・木製品 製造業	2	不明	不明	
森林管理署	1	不明	不明	山梨森林管理事務所

資料：山梨県林業振興課業務資料

(8) 林業機械等設置状況

機械機種	摘 要	単位	合計	会社	森林組合	その他
索 道	重量式	セット	3	3		
	動力式	セット	1	1		
集材機	小型集材機(動力10ps未満)	台	4	4		
	大型集材機(動力10ps以上)	台	1		1	
モノケーブル		台				
リモコンウインチ		台	1		1	
自走式搬器		台				
モノレール	懸垂式を含む	台				
小型運材車	動力20ps未満	台				
小型運材車	動力20ps以上	台	1	1		
ホイールトラクタ	主として集材用	台				
クローラトラクタ	主として集材用	台				
フォークリフト		台	4		4	
フォークローダ		台	1	1		
クレーン	トラッククレーン、ホイールクレーン等	台	6	2	4	
グラップル	(集材機能なし)	台	14	12	2	
トラクタショベル	搬出、育林等土工	台				
ショベル系掘削機械	搬出、育林等土工	台	6	5	1	
チェーンソー		台	36	25	11	
チェーンソーリモコン装置		台				
刈払機		台	14	4	10	
植穴堀機		台	1		1	
動力枝打機	自動木登式	台				
動力枝打機	上記以外	台	4		4	
苗畑用トラクタ		台				
フェラーバンチャー		台				
スキッド		台				
プロセッサ		台				
ハーベスタ		台	4	4		
フォワーダ		台	3	2	1	
タワーヤーダ		台				
スイングヤーダ		台				
その他の高性能林業機械		台	1		1	

資料：山梨県林業振興課業務資料

(9) 林産物の生産概況

種類	素材	チップ	苗木	乾しいたけ	生しいたけ	なめこ
生産量	m ³ 不明	t 不明	千本 0	kg 0	kg 800	kg 0

種類	ひらたけ	まいたけ	くりたけ	エリンギ	きくらげ	わさび
生産量	kg 0	kg 0	kg 0	kg 0	kg 0	kg 0

種類	木炭(白・黒)	竹炭	粉炭	薪	木酢液	竹酢液
生産量	kg 0	kg 0	kg 0	m ³ 31	L 0	L 0

資料：山梨県林業振興課業務資料

(10) その他必要なもの

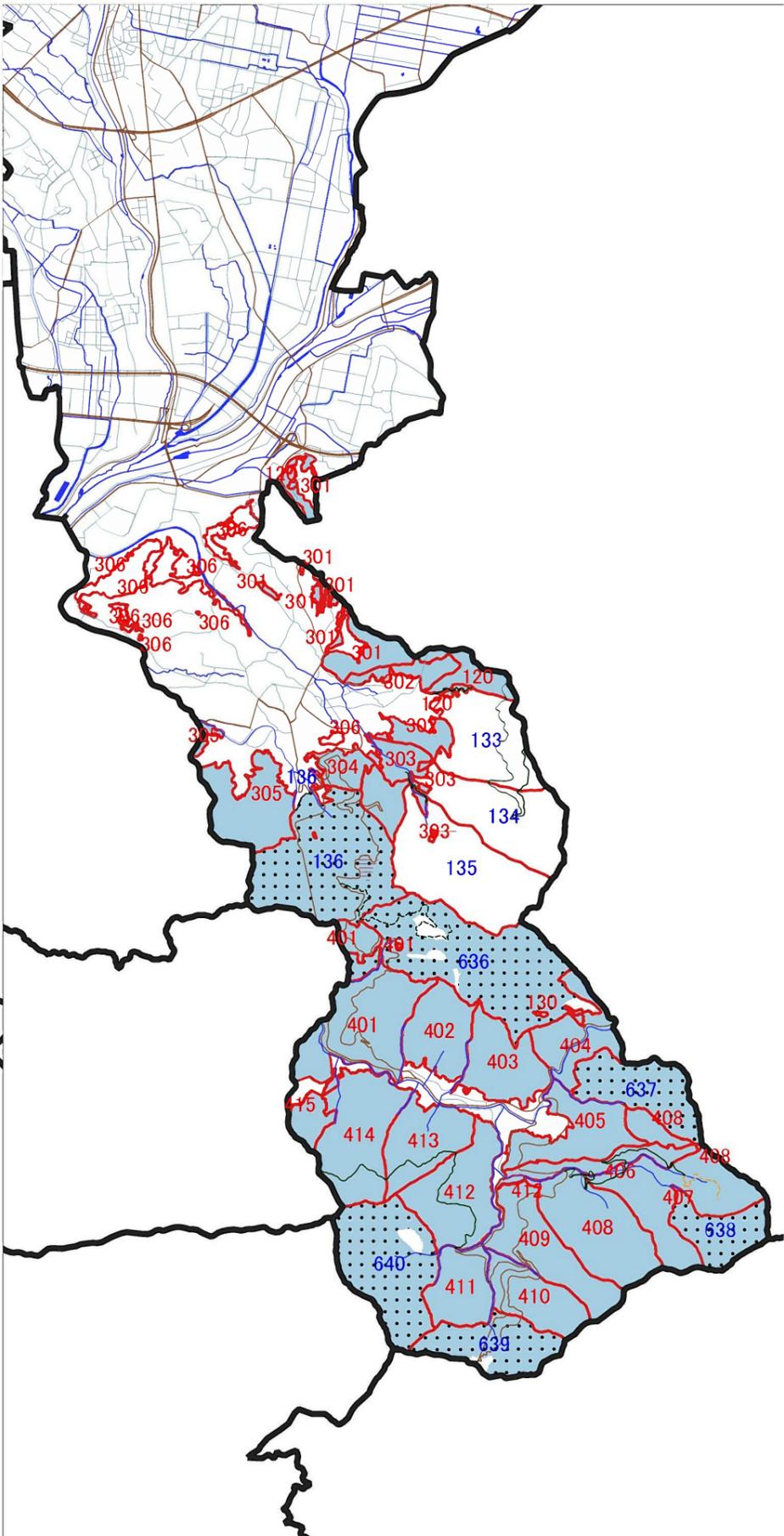
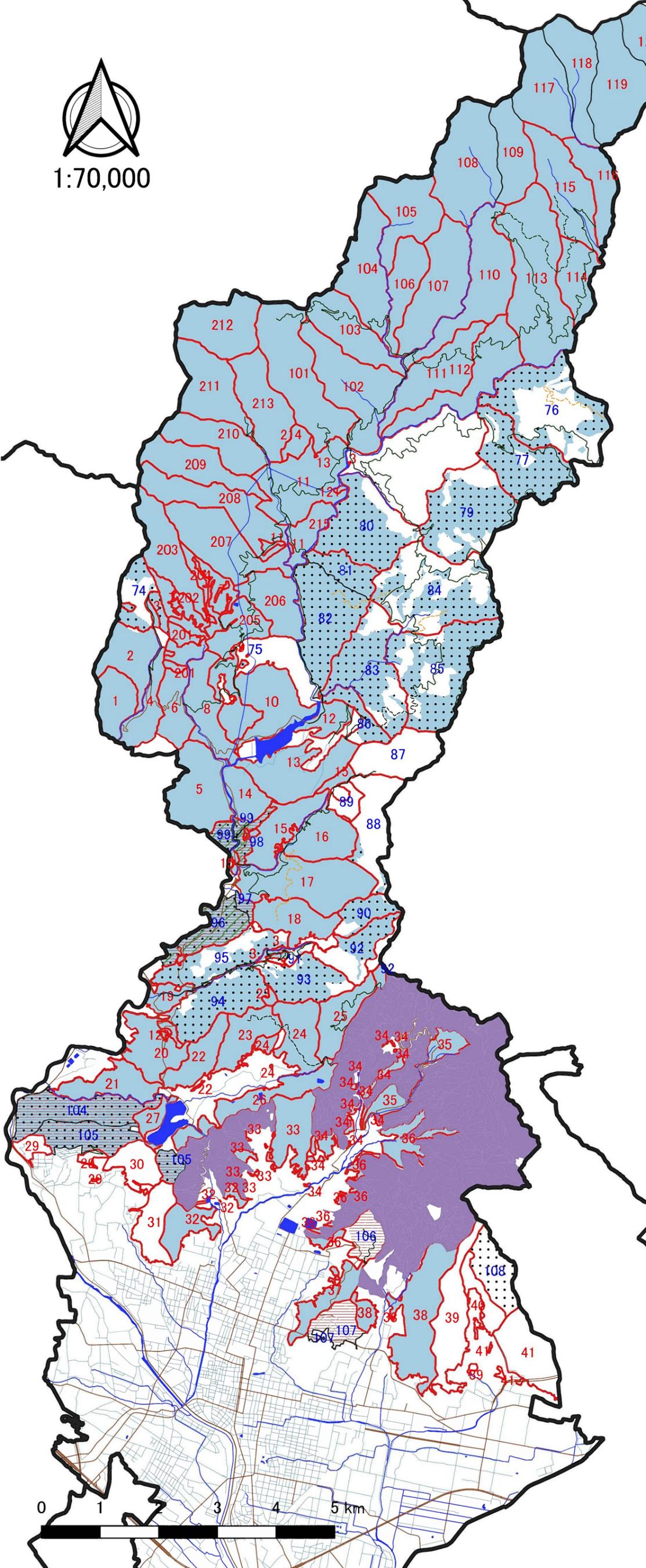
甲府市森林整備計画概要図(ゾーニング)



1:70,000

凡例

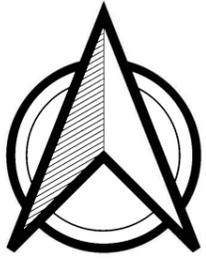
- 水源涵養機能維持増進森林
- 山地災害防止機能維持増進森林
- 快適環境形成機能維持増進森林
- 保健文化機能維持増進森林
- 保健文化機能維持増進森林のうち生物多様性保全に係るもの
- 木材生産機能維持増進森林
- 林道
- 林道開設予定路線
- 林業専用道
- 林業専用道開設路線
- 国県道
- 市町村道等
- 国有林・官行造林地



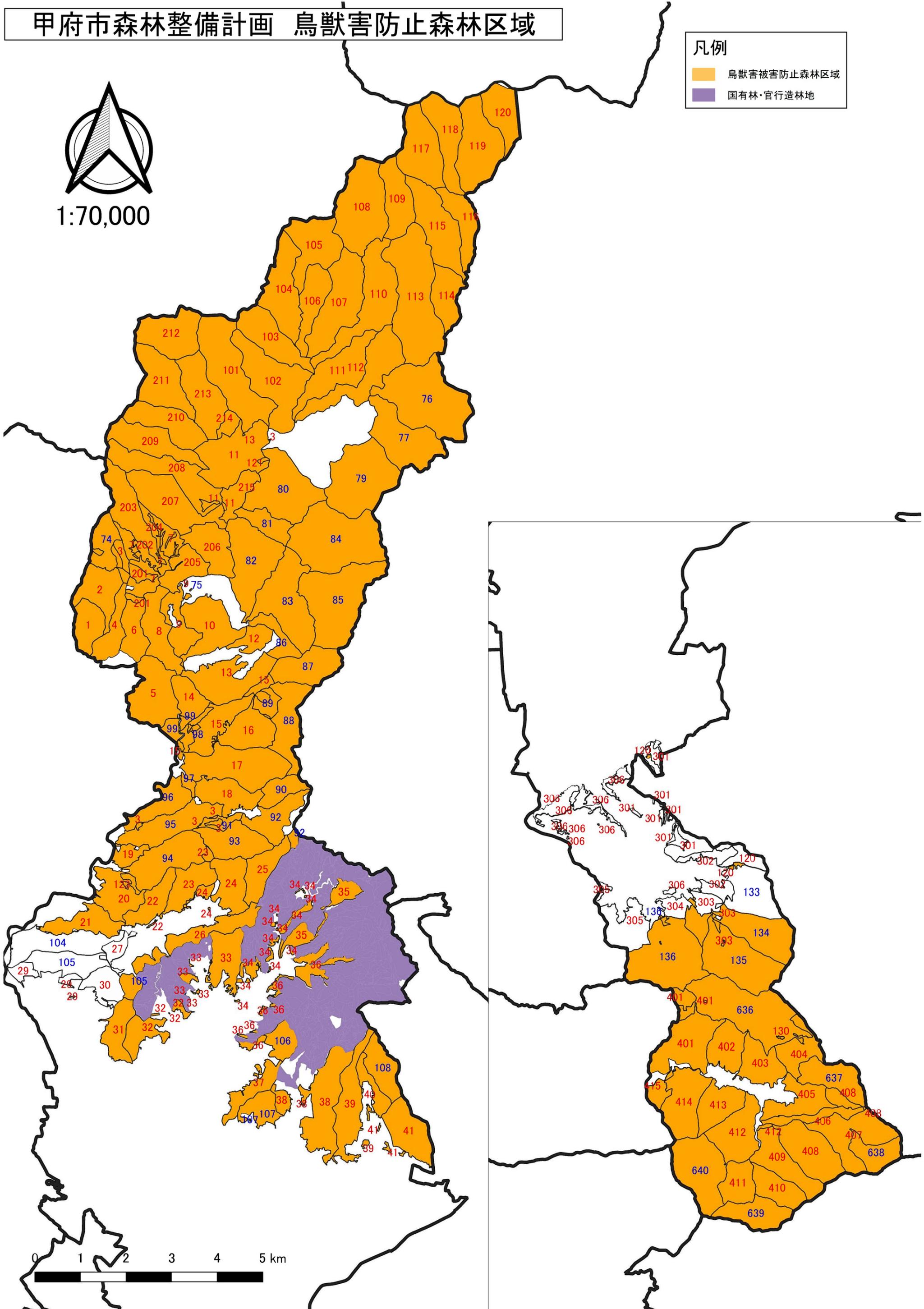
甲府市森林整備計画 鳥獣害防止森林区域

凡例

- 鳥獣害被害防止森林区域
- 国有林・官行造林地



1:70,000



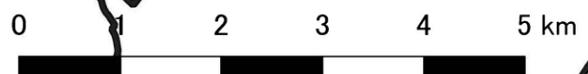
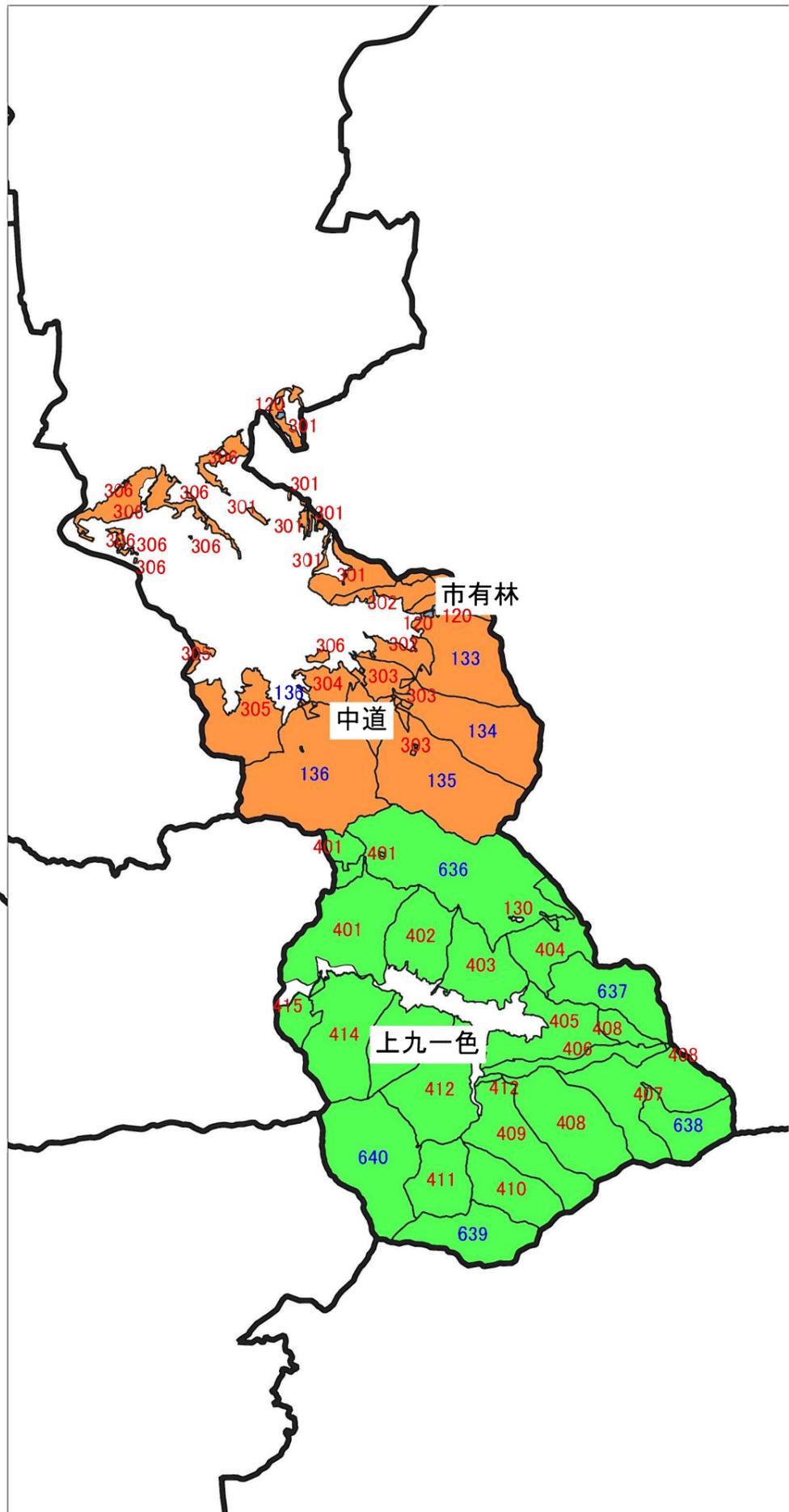
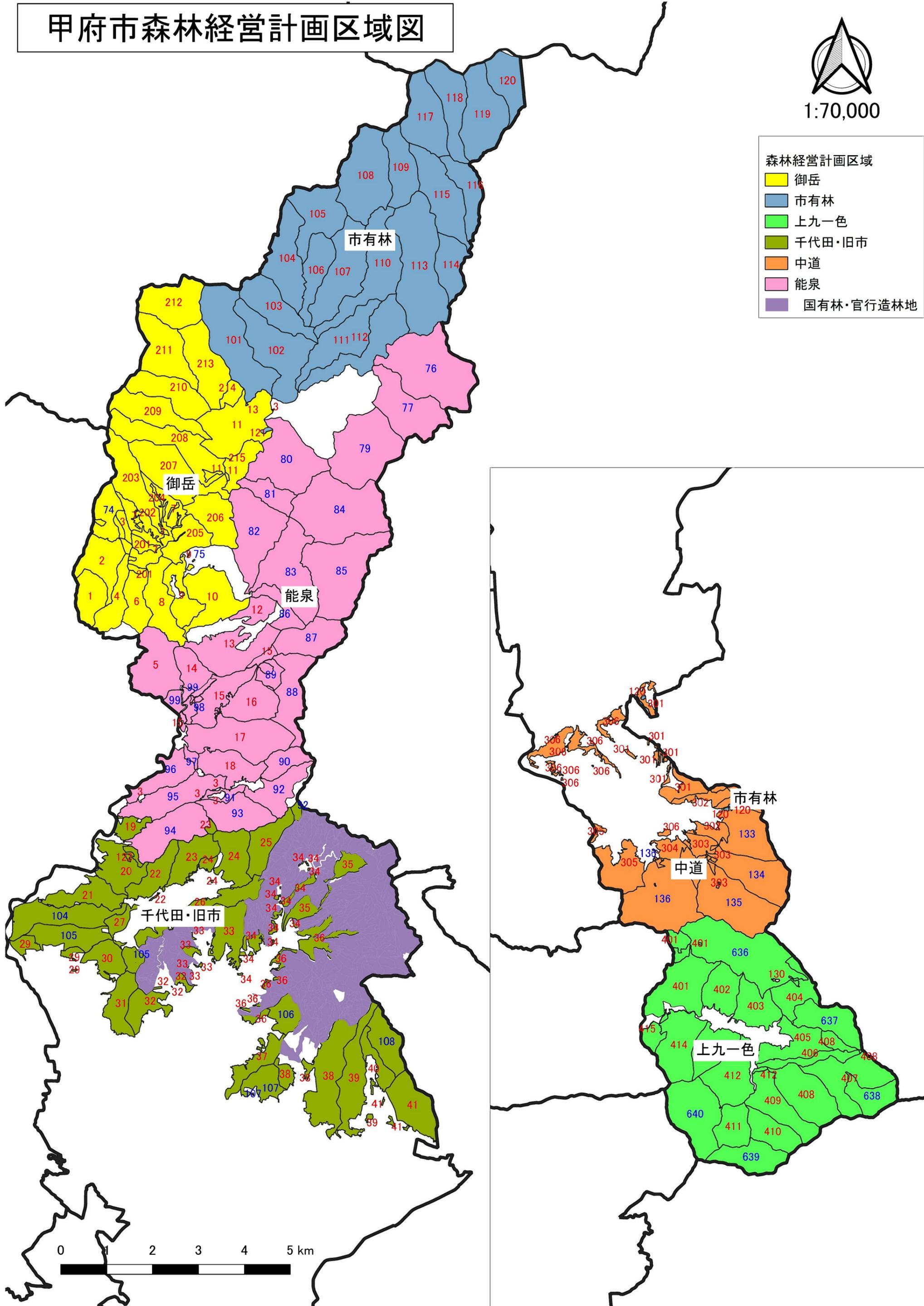
甲府市森林経営計画区域図



1:70,000

森林経営計画区域

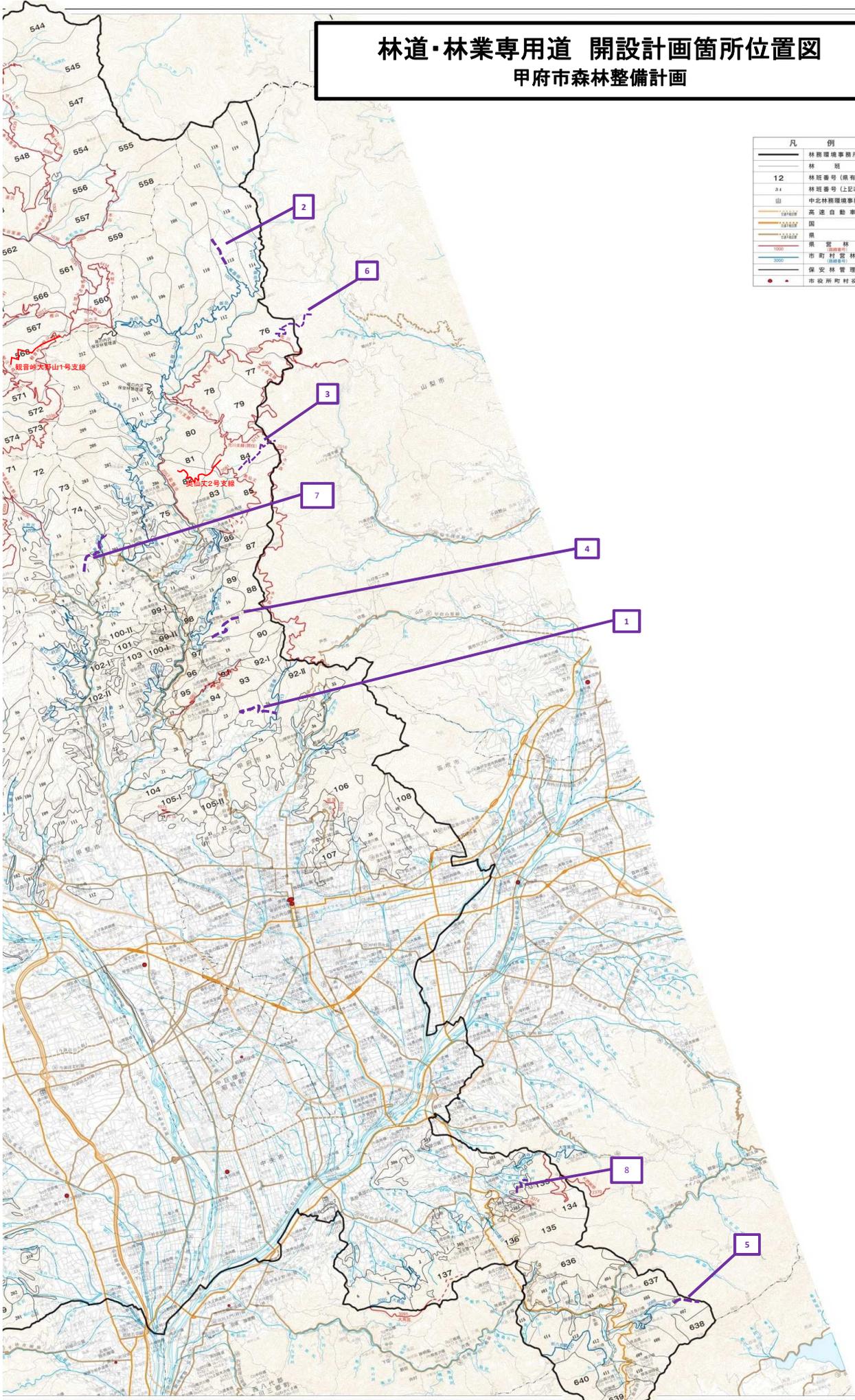
- 御岳
- 市有林
- 上九一色
- 千代田・旧市
- 中道
- 能泉
- 国有林・官行造林地



林道・林業専用道 開設計画箇所位置図

甲府市森林整備計画

凡 例	
	林務環境事務所界
	林 班 界
12	林班番号(国有林)
24	林班番号(上記以外)
	山 中北林務環境事務所
	高速自動車道
	国 道
	県 道
	県 営 林 道
1000	市 町 村 営 林 道
3000	保 安 林 道
	保安林管理場
	市役所附林整備場



この地図は地形図に基き、1:25,000の縮尺で作成されたものである。縮尺は概算であり、実際の縮尺とは異なる場合がある。また、この地図は、平成14年度、第14号刊行。